

(昭和十三年七月六日開會)に突如提出された幹事試案中では尋常小學校を國民學校、高等小學校を國民實修學校と呼ぶことになつてゐた。その後の特別委員會に於てもまた整理委員會に於ても何故に小學校の名稱が國民學校に改めらるべきかといふことに關する格別の論議はなかつたやうである。察するに初等教育の重要性から見て、小學校なる名稱が中學校への段階の如く、若くは中學校よりも本質上、下位にある如き語感を與へるのを避けようとした消極的理由と、初等教育が國民の基礎的鍊成をなすの任務を明かにし高調しようとした積極的理由と、この二つの理由が期せずして各委員の意中にあつたからであらう。

初等國民學校と高等國民學校とを通じて兒童六歳より十四歳まで八ヶ年を義務教育となすの必要は、各委員の殆ど一致して認めたところであるが、それを必要とする論據には、各委員の間に多少見解の異なるものがあつた。

「幹事試案」に於ては、六ヶ年の國民學校の外に、高等國民學校に相當する二ヶ年は國民實修學校とし、これは、實務ヲ主眼トシ國民ヲ鍊成スとなつてゐた。このことに關する論議の主なる點は、二つあつた。即ち(一)從來の小學校は、六ヶ年の義務教

育期間内に國民の基礎的鍊成をなすべく期し、この短い期間内にあれもこれもと教授して却て不徹底に終つた故に國民の基礎的鍊成といふことが國民實修學校に於ても繼續されるところに、義務教育延長の意義がある併し國民實修學校は既往の六ヶ年に於ける學習と體驗とに或るまゝとまりをつけ、これを更に補足し、且つ實務に長ずるやう指導すべきである。(二)國民の基礎的鍊成といふことは、國民實修學校に於てのみならず、青年學校の普通科に於ても繼續されなくてはならぬ、國民實修學校實施の曉に青年學校普通科が廢止されるとしても、一般の中等學校の初學年に於ける教育は、矢張り國民の基礎的鍊成といふことに力を致すべきである。近き將來には、義務教育が八ヶ年のみでは不十分の時機が必ず來るに相違ないのであるから、現存する三ヶ年の高等小學校約四百校をも國民實修學校のカテゴリーの中に入れ、二ヶ年の國民實修學校はいづれは少くとも一ヶ年延長さるべき豫想の下に義務教育を施すものでなくてはならぬ。國民實修學校は事實上中等學校の初學年に相當するものとして國民の基礎的鍊成を繼續すると共に、實務ヲ主眼トシ國民ヲ鍊成スる特色を發揮しなくてはならぬといふのであつた。こ

の第二の意見は、寧ろ、幹事試案をその儘是認するのではなくして、近き將來に於て少くとも三ヶ年以上の義務的國民實修學校を要望したものであつて、國民學校そのものはこれを六ヶ年を以て打切らうとする説であつたと見ることが出来る。

私は後説の方がより、進歩的で、見通しのきいた意見であると考へ、これに左袒するを憚らないのであるが、教審は整理委員會並に特別委員會の議を経て前説を採り、結局國民實修學校の名稱を高等國民學校の名稱に換へ、その教科と初等國民學校の教科とを一校に併置するものを國民學校と呼ぶことになつたのである。

文部省普通學務局の調査によれば、昭和十三年三月尋常小學校を卒業した兒童は、男子八十一萬、女子七十七萬、その計百五十八萬であつて、これ等の卒業者が同年四月末日までにどう動いてゐるかといふに、中等學校への入學者は男子十四萬、女子十五萬、その計二十九萬であり、高等小學校への入學者は男子五十九萬、女子四十四萬、その計百三萬であり、青年學校への入學者は男子二萬四千、女子三萬、その計五萬四千である。(文部時報第六五二號)

かくして高等國民學校の實施による義務教育延長が豫定の如く昭和十九年よ

り發足するとすれば、青年學校普通科はそのとき廢止される筈であるから、右の統計實數が假りに増減しないものと見て、百八萬四千の兒童が同年より延長される義務教育を受け始めることになる。而も尋常小學校を卒業して如何なる上級學校へも入學しない者が昭和十三年四月末日に於て約二十萬六千を算へた譯で、これ等の不進學兒童は、貧困、不具、その他の事情の下にあるのであつて、苟も高等國民學校教育を強制する以上、これ等の不進學兒童に對しても出來得る限り進學可能の方策が講じられることになつてゐる。

最近の調査によると、尋常小學校學齡兒童の就學歩合は、九九・五八%、第一學年より第六學年に至る全兒童毎日の出席歩合は、九七・一二%の高率を示してゐるので、年限は六ヶ年でも、義務教育の普及といふ點からいへば、世界に誇るべきものがある。若し高等國民學校の就學者及び毎日の出席者歩合が、同様の高率を示すことになるならば、我國八ヶ年の義務教育は、その内容がよくなる限り、國家のために多々ますます慶祝に値ひすることである。

* 權田保之助著「日本教育統計」第二八頁及び第四八頁

二 國民學校の教育目的

「國民學校ニ關スル要綱」の前書に、

「皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、體位ノ向上ヲ圖リ、産業並ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ外ニハ八紘一字ノ肇國精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ」

とあり、國民學校の教育趣旨の示された個所に、

(一)教育ヲ全般ニ亘リテ皇國ノ道ニ歸一セシメ...

(二)大國民ヲ造ルニカムルコト

とある。思ふに近く現行小學校令の代りに、國民學校令が公布されるであらうが、その第一條に於ける國民學校目的の規定は、右の如き意味の語句を法文化したものであるであらう。現行小學校令第一條には、

「小學校ハ兒童心身ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ

必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

とある。この「舊」目的規定は、明治二十三年以來今日に至るまで不變のものであつて、當時その起案者であつた故江木千之氏の説明によれば、

「之を要するに、道德教育の基礎を授くるは、善人たるべき地を做さしめんことを期し、國民教育の基礎を授くるは、國家を組織するに適應すべき地を做さしめんことを期するに在り。兒童身體の發達に留意するは、常に體操を課するを以て足れりとすべからず、須らく常に校舍を清潔にし、光線、溫度及び大氣の流通を適宜にし、又兒童の健康に有害なる惡習に陥るを防ぐ等、凡て身體の發達を體顧すべし。……維新以後我教育の知識教育に偏したるは、既に明白の事實なりとす。故に今後は斷じて此の弊を除却せざるべからず。然れども今や人智開發の急要なる、復た彼の鎖國孤立の昔日の比にあらざるは、知識教育の事決して忽諸に附すべからざるなり。是れ兒童將來の生活上、即ち處世營業上に必須なる普通の知識技能を授くるを以て、小學教育の一大成分と爲し、而して彼の道德教育及び國民教育と共に、能く其の効果を收めしめんとする所以なり。」

とある。然るに松浦鎮次郎氏は、

「其の文字に拘りて論ずれば、道德教育の外に國民教育なるものあり、又國民教育の外に國民の生活に必須なる普通の知識技能を授くる教育あり、小學校は此の三者を授くるものなりといふが如く少しく議論を容るゝの餘地あるが如し。」

と述べてゐる。^(三)「舊目的規定は、慥に議論を容れるの餘地を存し、教育學界並に教育界に於ても屢々問題視されたのであつた。なほ松浦氏のこれに對する解釋によれば、

「畢竟此の規定の意味は、小學校は國民道德の基礎及び國民の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨といふに外ならざるべく、宗教に關する點を除きては、彼のザクセンの小學校法に於て國民學校ハ授業練習及訓育ニ依り兒童ニ道德教育ノ基礎及國民ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ與フルノ任務ヲ有ス」と規定せるものと略同意義なりといふことを得べし。」

とある。^(三)ところが今度新に公布さるべき目的規定國民學校令第一條は、「舊目的規定の幾分の修正にとどまらず、隨分形式内容を異にしたものになるであらうと察せられる。「舊目的規定は、松浦氏が妥當に解釋した如き意味のものであるにして

も、突き詰めて考へてみると、善人たるべき地を做さしめる「道德教育の概念は、疑ひもなく、Humanitätsidee」であつて、それと「國家を組織するに適應すべき地を做さしめる」國民教育の概念(Nationalerziehungsidee)との對立「人間」と「國民」との對立を克服し得なかつたところのものである。

(註一)「國民教育獎勵會編纂教育五十年史第一三〇頁以下

(註二)松浦眞次郎著「教育行政法」第四三七頁

(註三)同

カアル・フリードリヒ・シニツルムはその近著「進み行くドイツ教育」に於て「第三帝國のための教育を論じ、その目的規定は、彼れの若い頃の教育理想に比べると、本質的に區別さるべき諸點を有つてゐるといひ、更に次のやうに述べてゐる。嘗ては人間(Der Humanus)が教育によつて形成されるべきだと考へられたにも拘らず、今日の眼を以てすれば、そのことは假構に過ぎないものである、今日以後の教育は、國民を従つてドイツ人を作り上げなくてはならぬ。ドイツ人なるものは單なる國民であつてはならぬ、フマニスムスの意味に於ける「教養ある人」であつてもならぬ、

これに反してドイツ軍人ドイツ政治人でなくてはならぬ、ただ一度限りの光輝を放つ唯一單獨な人格ではなくして「類型人」(Eig. Typus)でなくてはならぬ。

……クリスタに從へば「類型人」とは、或る人間社會の内的陶冶の一樣性——態度、心情、意識、機能等の一樣性を示す人である。一定の陶冶性としての共通な自然的素質が基礎となり、共通な教育的影響を受けることによつて、心情と態度とに於て一樣性を有つた人々が育成される。この類型人なるものは、人種的に制約される陶冶性と、土地の自然的環境並に民族協同社會の精神的世界よりする一定の形成力とが共働するところに生長する。「全國民を教育的に把握する事業は、この類型人を作り上げること」を主眼としてのみ可能である。

……類型人への教育は、統一的教育である。それは今日「民族の新統一」を通じて要求されてゐる。宗教改革時代の教育は、心情教育に外ならなかつたのであるが、それは個性を作り上げ、自己を無色的に態度づける凡庸人を養成せんことを期したものである。吾々は個性について云々するを要しない。類型人の養成のためにはさへ力めれば、何等恥づるところなき精神的世界が開かれて行く。……これま

で自己責任とか協同社會とか勞働とかに對する強い要求があらはれたのであつたが、それは形式的要求であつて、内容的契機を缺くものであつた。何のために自己責任が必要なのか、何處に協同社會が成立するのか、如何なる目的に向つての勞働であるべきか、といふやうな事柄に關する明かな、正しい認識がなかつた。凡そ統一的内容のないところに、教育する學校のあるべき道理はない。眞面目に生死をかけて獲ち取るべき統一的内容を有つことによつて、教育は初めて力あるものたるべきである。

……教育は方法的、技術的の事柄によりも、世界觀に重きを置かなくてはならぬ。ナチス世界觀はドイツ教育に統一的内容を賦與するのであつて、勿論これに或る形式的原理が伴はなくてはならぬ。この内容的形式的原理の確立する場合、典型的ドイツ人のうちに、ドイツ民族性の特色が具體化するに至る。この特色なるものは、ドイツ的價值體系の表現であり、諸民族の間にあつてドイツ民族のドイツ民族たる姿態を顯著ならしめる。「軍人的なる概念」と「政治的なる概念」とが意味するところの一切こそ、ドイツ民族性の特色に外ならぬもので、勞働者たり軍人たるこ

とこそドイツ人の本来の生き方である。その最高の形式は英雄的であり、その主要な価値概念は名譽である。

……かかる生活形式は幸福論的態度や市民的あり方に對して對蹠的である。市民的あり方は社會的のものとは考へられぬ。市民にとつては、彼れの義務があり、彼れの名譽があるに過ぎぬ。「市民にとつては、労働は裝飾である。或る職業を有し、それに勉め勵むのは、彼れの名譽である。然らずして、經濟的に他人に依存し、衣食に窮するは、彼れの不名譽である。かくして彼は全力を擧げて經濟的地歩を確保し、自己及び自家の所有の増殖を圖る。さうすることが生活を明るくし、人生の快樂を可能ならしめる。労働と祝祭との交互的の反復が彼れの何よりの念願である。然るに軍人的政治的の人々は、市民の外にある。これ等の人々が別の名譽を追求するに反して、その水準以下にあつて、自己満足の生活を送り行く者が、市民である。……市民は、國家に對して義務を感じないのである。公民として規則正しく租税を拂ひ、法律に違反しないのが、國家に對する義務だと心得てゐる。國家の獨立と安寧とは、そのお蔭で、自己及び自家の幸福が保障されるの故を以て、市

民にとつても關心事である。ドイツ帝政時代に於ては、かくの如き市民社會が形成されてゐたのである。

……然るに今日のドイツには、生活の安定はない。民族としても國家としても不安定の極にある。併しこの脅威は、民族協同社會に於ける免れ難い運命として、誰もこれを甘受してゐる。故に個人として或る職業に勉め勵むといふだけでは、十分ではなくなつてゐる。ドイツ人たるものは、その身を獻げて民族の中に没入することが出来、これを心掛けてゐる。いざとなれば、身命財産の犠牲は、覺悟の前である。彼は軍人たらねばならぬのである。軍人としてのあり方は、生活の安定などには存しないで、脅威にも危険にもさらされてゐるところに成立つ。彼は戦のために用意し、勇躍突進する。結果はどうであらうとも、一定の可能性への勝利を確信してゐる。國旗の翻へるところに常にあらんとしてゐる。これこそ彼れの名譽である。服従と奉仕とは、彼れの生き方である。ユニフォームといふことが、彼を支配する生活觀の表現である。軍人たるものは、服従者であるか、若くは指導者であるかである。眞實に義務を果し、仲間のためを計つて止むときはない。

……「軍人たること、これはやがて政治的職業である。」軍人たるものの非政治的態度は警めらるべきである。ただ服従するのみでなくして、誰に服従するかを知り、ただ戦ふのでなくして何のために戦ふかを知るところの政治的軍人が要求されてゐる。彼は或る理念のために戦ふ人である。「政治的に考へるといふことは、具體的に考へるといふことである。」何のために事の起るかを知るといふことである。この知識は、まとまりのついた世界像と現代經濟の體驗とから初めて構成される。「政治的」といふことは、本來の民族的制約につき、過去現在につき、民族の運命及び將來について知るといふことである。また敵意ある要求の無軌道に對して眼を開くといふことである。「併しドイツの政治的軍人は、ナチスの思想に對して内的關係を保つといふだけにとどまらず、勇敢な行爲に出で、信ずるところのもののため、殊に民族と國家とのために、決然たる態度をとる。彼は單に活動的であるのみならず、徹底的な、即ち實踐的な人である。彼は日常實踐的であるばかりではなく、勿論大きな瞬間に於ても實踐的である。……ドイツの教育は、ドイツの政治的軍人への教育でなくてはならぬ。この教育をなすに方つては、身體の練習、心情

の涵養、意志の訓練、ドイツ的世界像の傳達によつて、ドイツ國土に於て活動的生活をなし、ドイツ的の民族秩序に従ひ、ドイツ的精神的財産に親炙しながら、人種的の所與を保持し醇化して、人種的の最高像に高めるべく努力しなくてはならぬ。

* K. F. Sturm, Deutsche Erziehung im Werden, 1938, S. 21-27

以上は、シュツルムの所説を逐語的に紹介して、いささか長きに失した。彼れの如きは、ドイツ教育學界に於て學的體系を成すに最も秀でた學者の一人であるが、この人にして既にかくの如く熾烈な政治的軍人への教育の必要を主張し、それが寧ろ極端な民族的國家的教育説に偏倚してしまつてゐる。爾餘の學者の思想は推して知るべきであつて、吾々は其處に「人間」と「ドイツ人」との對立は克服され、その克服の仕方は一途に信念的であるのを觀取するに難くない。このことが吾々に何物かを示唆して呉れるのである。

かやうな事情の下に於て内務大臣フリックの國民學校に與へた方針が次の如きものであるのに不思議はないであらう。曰く

「我が國民學校は政治人を養成するを以て本旨とする。政治人とは、そのあらゆる

る思考並に行爲がドイツ民族に對して奉仕的犠牲的なるより生じ、ドイツ國家の運命に對して全く離れ難く内的に結合せる者をいふ。

* F. Hiller, Deutsche Erziehung im neuen Staat, 1936, S. 25 ff.

然らば我國の國民學校には如何なる「新目的規定」が與へられるであらうか。蓋し矢張り「人間」と「國民」との對立を何等かの仕方でも克服して、専ら日本人の鍊成といふことに主目的を置き、國民的着色の一層濃厚なものとなるべきは、想像出来ることであつて、前記の如く、國民學校ニ關スル要綱の前書にある語句や國民學校の教育趣旨の示された個所に出てゐる語句を根幹とする簡潔な條文となるに相違あるまい。蓋しさうなるのは當然であつて、舊目的規定の如き、いはゞ二律背反的な條文の廢棄されるのは、望ましいことである。併し縦令簡潔でも「新目的規定」の條文は、今後長き年月に亘つて國民學校教育發展の羅針盤たらねばならぬのであるから、その中に含まるべき國民精神や日本教育理念の深き意味を解釋するのは、吾々の任務であり、それを解釋するのに吾々は飽くまで慎重であり、緻密でなくてはならぬのである。

思ふに「新目的規定」の條文の中には、「皇國の道の修練」といふやうな意味の語句が用ゐられるであらう。「皇國の道」とは、いふまでもなく教育に關する勅語の御精神そのものであつて、「斯ノ道」に外ならぬ。「斯ノ道」は、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラスとの御言葉の如く、中外に施して悖らざる國民道德なのであつて、「斯ノ道」がただ我國獨善的のものであり、排他的、異國征服的のものである筈はなく、また天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき道である以上、單に復古的、現在的の教に過ぎないものの如く誤解されてもならぬことは、勿論である。實に「斯ノ道」は普遍的、妥當的の國民道德であるばかりではなく、人類永遠の據り所を内に含む國民的宗教でもなくてはならぬ。かやうに考へて來ると、「斯ノ道」——皇國の道の修練をなすべき我國國民學校の教育は、ドイツの政治的軍人への教育の如く餘りにも狹隘偏頗な餘りにもファナシズムに對して反逆的な餘りにも市民道や公民道の缺陷を指摘することの急激な、さうして餘りにも個性を無視して類型的、ウニフォーム的に墮するものとは、自ら區別されなくてはならぬ。教審總會に於て、國民學校ニ關スル要綱の前書について審議されたときに、「八紘一字の肇國精神」云々の語句が、

圖らずも問題になつた。當時委員であり間もなく故人になつた三上參次氏は、それについて次のやうに述べてゐる。

「八紘一字ト云フコトハ……俗耳ニハ入り難イ文字デ、隨ツテ世間ニ誤解ヲ致シテ居ル者ガアルヤウニ思フノデアリマス、或者ハ江戸時代ノ學者ノ、例ヘバ本多利明トカ云フ風ナ人ノ如ク宇内混同策ナドニ用ヒテアル文字、即チ世界統一、我が國ハ世界ノ中心デアツテ、世界ニ君臨スルモノデアルト云フ風ナ意味ニ解釋シテ居ルモノモアルヤウニ承リマス……日本語ヲ研究シツ、アル所ノ外國人が會テ私ニ向ツテ、八紘一字ト云フコトハ日本ガ現在支那大陸ニ向ツテ取りツ、アル所ノ侵略ト云フ文字ト似寄ツタモノデアルカト云フ意外ナ質問ヲ受ケタコトモアルノデアリマス」

と。田所義治特別委員長はこれに對して

「八紘ヲ字ト爲スト云フコトハ……明朝豁達ト申シマスカ、關大ト申シマスカ、サウ云フヤウナ意味ヲ含ミマシテ……」

といひ、更に山田孝雄委員は次のやうに説いてゐる。

「八紘一字ト云フ漢字其ノモノカラ申シマスナラバ、四方ト四方ノ間ノ四隅ガ詰リ八隅ニナ

ル、ソレヲ八紘ト書クノデアリマス、ソレデアリマスカラ八紘即チ四方八方ガ一ツノ字トナル、世界中ガ全部日本トナルト云フ意味ニナツテ來ルノデアリマス……宇宙ガ一ツノ家ノヤウニ和親ヲスル、斯ウ云フ意味ニ新ニ御解釋ニナルト云フコトハ是ハ別問題ニナリマス」

當時の文部大臣荒木貞夫氏は、

「仁恕ヲ以テ各々ニ其ノ所ヲ得セシメル爲ニ舉國ノ精神ヲ八紘ニ伸ベルノデアツテ、是ガ世界ノ平和ニ寄與スルコトニナルノデハナイカ……此ノ八紘一字ト云フ言葉ハ斯ウ云フ精神デアルト云フコトヲ、此ノ際文部當局ト致シマシテハ、内外ニ徹底セシメマシテ……」

と説明してゐる。これ等の議事の經過によつても知られる通り、我國は決して侵略主義の國柄ではなく、一に和親主義、平和主義の上に國を立ててゐるのであつて、従つて我國國民學校の教育理念もまたこの立國の精神に隨順するもの、すべきもの、と考へられる。これに反してドイツの政治的軍人への教育理念は、必ずしも侵略主義を建前とするものではなからうけれども、何となく荒々しく落付きを缺くやうに見え、何時かまた修正を要する時機が約束されてゐるやうに感じられもするのであつて、我國國民學校の教育理念の普遍妥當的な恒久性に比すべくもない。

のではなからうか。

(註一) 教審總會會議錄(第五輯)第五三頁—第五四頁

(註二) 同書第五六頁

(註三) 同書第六六頁

(註四) 同書第六三頁

次にまた「新目的規定の條文の中には、或は、大國民の鍊成」といふことが言表されるかも知れぬ。少くともその意味が含蓄されるであらう。支那事變以來、東亞の新秩序建設といふことが聲明されたりして、その建設のために大國民の資格が要求されもし、教審に於ても期せずして大國民への要望が強かつたやうである。併しそれにも拘らず、大國民といふ語の有つ意味内容の究明が唯の一度も試みられな様子はない。そこで若し今後この語が教育界に慣用されながら、例の表面的解釋に終つて、その眞意義の何の把握もなされないとすれば、甚だ心許ないことである。

「斯ノ道の實踐により、若くは我が國民性の特質として屢々擧げられるところの「清明心」とか、「沒我同化の精神」とかを發揚するとき、其處に大國民の資格は自ら具は

ると人或は端的にいひ切ることが出來よう。併し然様にいひ切るだけでは、如何なる國民が大國民であるか、我が國民は如何にして大國民たり得るかといふことについての具體的な、實質的な、即時代的な解釋とはなり難いのではないか。私は嘗て大國民に關して極めて大雑把な解釋を試みたことがあるが、それは至つて未熟なものであつて、ここにそれを記すのは如何かと思はれ、多少氣後れがしないでもないけれども、敢てその要點を記して大方の叱正を請はうと思ふ。

吾々が大國民たるためには何を措いても先づ「斯ノ道」に生き、「清明心」と「沒我同化の精神」を持ち續けなくてはならぬ。それは勿論のこととして、以下そのことと重複するであらうが、重複するにも拘らず更めて篤と考へてみなくてはならぬ諸點は、第一に吾々は世界文化に對して常に自主的にして包容的な態度を示し、明治天皇の御製にも仰せられた如く、「よきをとりあしきを捨てて外國におとらぬ國となすよしもかな」の實を、今後といへども、否寧ろより一層擧げて行かなくてはならぬ。「大に皇基を振起」するの目的を以て「智識を世界に求める」といふ明治五年の御誓文第一條の御精神は最早貫徹したのであるから無用であるといふやうな考へ

方は何時如何なる場合にも誤りであることは、自明の理ともいひ得られるであらう。いはゆる和魂漢才と和魂洋才とは、吾々が大國民たるの一資格として到底缺くことは許されぬ。殊に歐米の科學的精神、科學的研究、科學的教育等については、常に多大の注意を拂ふを要し、その攝取醇化のために念々努力しなくてはならぬ。文化獲得の深まり行く求心力と擴がり行く遠心力とが結合するところに大國民たるの一資格が具はり、國民的新文化創造の一基點も其處に見出されなくてはならぬ。第二に吾々の自主的にして包容的な態度は、世界文化に對してのみならず外國人に對しても同様に示さるべきである。同胞愛が強ければ強いほどますます人類愛の持主たり得ることは決して不自然ではなく矛盾でもない。さういふ氣持を有つといふことが吾々をして歩一步大國民たらしめる一つの行き方にはならぬであらうか。第三に吾々は氣宇を大にし世界を我が家と考へて進出する勇氣と實行とを具現しなくてはならぬ。身躬ら進出しないまでも、それだけの氣宇の大きさは常に吾々の心にあつて然るべきものである。昔のポルトガル人、今のイギリス人の如きは、この點で學ぶべき多くのものを吾々に指示して呉れるで

はないか。フランスの社會學者ドモランは愛國心なるものを分類して次の四となし、イギリス人の海外雄飛力をその固有の愛國心に歸せしめてゐる。曰く(一)アラビア人やトルコ人の間に見られる如き宗教的愛國心(これはまだ滅びない。(二)地中海沿岸諸民族——フェニキア人、アジアマイナー人、ギリシア人等——の間についた商業的愛國心(これは過去のものとなつた)。(三)フランス、ドイツ、ロシア、スペイン等に生じた政治的野心に基く愛國心(これは今日でも生き残つてゐる)。(四)何等個人的利害を顧慮しない愛國心(これはイギリス人の間に特に現存してゐる)ドモランはかやうに斷定して、イギリス人の愛國心を稱揚し、それがイギリス人を驅つて海外に進出せしめ、廣大な植民地の獲得、引いて國利民福の基を開き、更にやがてその道德的水準をも高めしめるに至つたと説いてゐる。ドモランのいふ通り、イギリス人の愛國心が果して右の第四の彙類に屬するや否やは疑問であつて、彼等は寧ろ右の第二の彙類に屬する愛國心か?若くは利己的動機その他の事情からして海外への進出を怠らなかつたものと看做さるべきであらうが、とにかく彼等の離家、離國の心意氣には比類稀なるものがあつた。かくして今日彼等の親類縁者が世界到る處に散在し、英

語を母國語として語る者實に一億七千四百萬と概算され、また海外投資の夥しきものあるに至つたのは、偶然ではない。かやうな譯であるから、日本人こそ右の第四彙類に屬する愛國心を育成し、それを根幹とする活動領域を世界の涯まで押擴げなくてはならぬ。元來かういふ氣概が日本人に缺けてゐたとはいひ得ない。恐らくはそれが萎縮せしめられた最大の理由は、徳川時代三百年間の鎖國的政治に存したことであらう。若し今後に於てかういふ氣概が發揮されないやうでは、日本人は即ち大國民であるといふ主要な名實を有たぬことにならうと思はれる。次に日本人をして大國民たらしめる第四の要件として、何といつても體位・體力の向上といふことが擧げられなくてはならぬ。この平凡な真理については多言を要しない。第五の要件は、旺盛な心身の順應力といふことである。不馴れた土地へ行つて“acclimate”することが出来るか出来ないかは、海外へ進出する日本人の成功するか否かを決定する一條件になるであらう。併し寒暑に堪へ得る體位・體力の向上はやがてそのことを或る程度まで可能ならしめるであらう。心的並に精神的方面に於ても一種のアクライメートが必要である。郷に入つては郷に従へ

といふ通俗的教訓の自覺的實踐が必要に應じてなし得られるやうに、平素に於ける心掛と努力とを怠つてはならぬ譯である。かかる修養は、吾々をして謙虛ならしめ、固陋の態度から自由ならしめ、人好きよくさせ、我を捨てて我に多くの利益をもたらす所以であつて、日本人たる誇りや自己の所信を枉げない限り、これからの日本人に是非とも要請されなくてはならぬ。かういふ修養を積むことによつて大國民たる風格が次第に具備して來ようかと思はれる。第六の要件は、第五の要件の積極的な面として、他國人の心情を理解し、それに同情し、それを敬愛する用意を缺いてはならぬといふこと、第七の要件は、他國人と萬事につけて協力するを辭さないといふこと、第八の要件は、吾々が國內にあつても國外にあつても、各々その職分を重んじて働き通し、國家社會への奉仕に萬全を期し、働き通すことによつて働き通すが故に、其處に心身の餘裕を得て來るといふこと、第九の要件は、吾々が働き通すことにより若くは心身の餘裕を得て來ることによつて、國民的新文化の創造のために各々その個性に即して全力を竭しながら應分の寄與をなすといふことである。

* E. Demolins, Anglo-Saxon Superiority: to what it is due, 1899, p. 398 ff.

日本人が大國民たるべき要件として私は以上九ヶ條を算へ上げたのであるが、最初にも斷つて置いた通り、これは甚だ未熟な考へ方であり、殊に後半の部分は詳述するを差控へたために十分に意を盡さなかつた。なほその要件として擧ぐべきものが他にも種々あるかと思ふ。孰れにしても私は大體かくの如き意味に於ける大國民の鍊成といふことが、國民學校に於て出來得るだけ成遂げられることを望んで止まぬのである。

三 國民學校の教科

國民學校はその教育を全般に亘つて皇國の道に歸一せしめ大國民を造るに力めるために、本文の初頭に記した如き四教科(高等國民學校は五教科)を置き、各教科並に科目を統合して、各々その統合の精神に徹せしめると共に、一面各教科並に科目の特色を發揮せしめようとする。なほ第一、第二學年に於ては、周到な監督の下

に全部又は一部の教科の綜合教授をなすを認めようとする。少くとも教審答申案にはかやうに規定された。

昭和十三年七月八日教審特別委員會に提出された教科に關する幹事試案なるものを見ると、初等科、高等科を通じて「皇民科」「自然科」「訓練科」を、第五學年からは「體育科」を、高等科第一學年からは「職業科」を、それぞれ教科とせず、科目として掲げ、これ等の教科目に分屬するものを何々科目とせず、何々教材と名づけてあつた。かくすることによつて、各教科目に分屬する何々教材を綜合又は統合して教授し、皇國の道に歸一せしめるための教育を行はうとの意圖を有つてゐた。然るに教審答申案にあつては綜合教授 (Gesamtunterricht) の概念と統合教育 (Konzentration) の概念とを明かに區別することとなつた。さうして第一、第二學年に於ては、周到な監督の下にはゆる、未分科教授としての綜合教授をなすを認め、第三學年以上に於ては、分科教授に於ける統合教育を行ふべきものとした。この統合教育は勿論皇國の道に歸一せしめるための理念的統合教育でなくてはならぬとし、教育方法上の原理たる綜合教授の實施が理念的統合教育の實施のための豫件たるべきも

のとする考へ方に發展して行つたのである。

このことに關する詳論は後に譲り、ここで差當り注意すべき點は、新に國民科、理數科、體鍊科、藝能科(高等國民學校に於ては實業科が加へられる)などと呼ばれる教科の概念が、從來この語の普通に意味された概念とは別個のものであるといふことである。これまで教科といへば、法令上では、小學校に於て授ける課程の全體を意味し、今度の場合の如く四教科又は五教科といふやうな用語はなかつた。従つて例へば國民科とあるは、從來の意味での教科ではない。從來の意味での一科目でもない。かう考へて來ると、國民科とか理數科とか藝能科とかいふ名稱は、今度作られた全く新規の「教科」の概念としか受取れぬ。さうして例へば國民科は一種の教科であつて、修身、國語、國史、地理等の科目は、國民科としての教科課程の部分的内容をなすものと解さるべきであらう。然らば國民科、理數科、體鍊科、藝能科なるもののそれぞれの意義、本質、特異性と相互間の關係とは、どういふことになるのであるか。かくの如き四教科(又は五教科)が分類された原理はどこにあるのであるか。かやうな問題については、教審特別委員會及び整理委員會の議事録を見ても

教審總會に於ける特別委員長の報告を讀んでも、何等的確な解決は與へられてゐない。特別委員長の報告には、

「初等國民學校ニ於テハ國民科、理數科、體鍊科及藝能科ト致シ、高等國民學校ニ於テハ之ニ更ニ實業科ヲ加ヘテ五教科ト致シタノデアリマス、而シテ……是等ノ各教科ヲシテ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ、他面其ノ特色ヲ發揮セシメマシテ、以テ國民精神ノ徹底、科學的精神ノ涵養、身心ノ鍛鍊、技能及情操ノ陶冶、職業ニ關スル基礎的教養ヲ施シテ、窮極ニ於テ是等ヲ全體トシテ國民鍊成ノ一途ニ歸一セシムルコトト致シタノデアリマス」

とある。これによつて察するに、國民科は國民精神の徹底を、理數科は科學的精神の涵養を、體鍊科は心身の鍛鍊を、藝能科は技能及び情操の陶冶を、實業科は職業に關する基礎的教養を施す目的を有するものと看做し得られる。さうしてこれ等の教科をして、統合ノ精神ニ徹セシムルとは、全體トシテ國民鍊成ノ一途ニ歸一セシムルといふのであらう。ここに統合の教育理念が示されてゐることは解るが、然らば何故に全教科が國民科と呼ばれなかつたか、特に一教科として國民科の置かれた理由はどこにあるのであるかといふ疑問が生ずる。併しこの分類は善意

に解さるべきで、全教科が國民科であるべきであるけれども、特に狹義の國民科が範疇化されたものと見らるべきであらう。ところが各科目を各教科に分屬せしめる基準に於て多少の無理のあることは蔽ひ難い。例へば國民科に於ける地理の如きにしても、人文地理は別として、自然地理の如きは理數科に跨るべき性質のものではないか。理數科が科學的精神を涵養するといふのは一應正しい。併し教審整理委員會に於て議論のあつたやうに、算數と理科との統合の困難な場合も豫想される。例へば算數教材と理科の中の博物教材との有機的統合の如きは一體どうすればよいのか。體鍊科は心身の鍛鍊を期するにしても、その中の武道の如きは國民精神の徹底に直接役立つといふ意見を發表した教審委員もあつたやうである。藝能科に於ける音樂の如きは、成るほど技能及び情操の陶冶に資するところが多いであらうが、併しそれは國民精神を情操的に喚起する手段として國民科に入れられてもよい筈である。ドイツのギムナジウムが音樂や美術を、ドイツ科に屬せしめてゐるのはそのためであらう。藝能科の目的は主として技能及び情操の陶冶を圖るにあるといはれるが、藝能科以外の各教科に於ける各科目の

教授學習といへども、それが眞によく行はれるためには、技術的に若くは技能的に徹底する必要がある、そのことによつて或る種の情操が陶冶さるべきではないか。

* [教審總會會議錄]第五輯第一七頁

かくの如く仔細に亘つて考へてみると、四教科(又は五教科)の分類の原理と各科目を各教科に分屬せしめる基準とに於てかなり不合理の點が見出されるけれども、最早一旦取極められたものの變更は許されぬことであるから、私はそれを變更しない範圍内で、四教科分類の建前を次の如く定めるのを一基準として支持する。即ち四教科はその各々に分屬する各科目を統合して、その教育を國民鍊成の一途に歸せしめる四道標たるの役目を果すべきもので、四教科孰れにも印銘(Eindruck)と表現(Ausdruck)とが大切であるが、國民科は國民精神と國民的情操とを特に印銘するに力め、理數科は科學的精神を印銘するを主とし、體鍊科は心身の鍛鍊的表現を任務とし、藝能科は技能的表現を眼目とする。併し國民科も理數科も、その教授・學習訓練の實際に處しては、表現活動を輕視してはならず、體鍊科も藝能科も、その教授・學習訓練の實際に處しては、印銘活動をあつそかにしてはならぬ。要するに

四教科は印銘と表現との孰れかに重きを置くことによつて、凡そその處を得るものと解さるべきではなからうか。

四 綜合教授と統合教育

「幹事試案」に於ては、前にも記したやうに、全學年を通じて綜合教授を行ひ統合教育の精神に徹せしめようとしたのであつたが、教審整理委員會の議事の進行に於て、綜合教授は周到な監督の下に第一、第二學年に限り全部又は一部の教科についてこれを行ふを認め、外、國民科のみは第四學年までこれを行ふことに改められた。然るにその後第三學年から第四學年までの國民科綜合教授は、困難であり不合理であるとの理由から見合せになつた。

綜合教授とは一體何を意味するかを問題とする人がないではない。教審の委員中には、綜合教授は自由主義、個人主義の立場に立、*„Vom Kinde aus“*の教育方法であるから、警戒を要すとの説をなす人があつたやうである。私はさういふ説の取

るに足らぬことを信ずる者である。或る人はこれを解して、教科と教科との聯絡統合を圖ることであるとし、教育方法としての *„Konzentration“* の原理と混同視してゐる。この解釋もまた誤りである。國民科綜合教授を第四學年まで行ふの可否について論議されたのは、或はこの統合の原理と履き違へてゐたのではなかつたかと疑はれる。教育學上の常識から見、綜合教授といへば *„Gesamtunterricht“* にならぬ。從來これを「合科教授」と譯した人があつたが、かう譯すと、既存の各科目を併合する如き感を與へて誤解を生じ易い。私は嘗てこれを「全體教授」と譯したことがあるが、適譯ではなかつた。蓋し、未分科教授が正しく綜合教授を意味するのであるから、未分科教授と譯すべきであつたかも知れぬ。併し綜合教授なる語が既に通用してゐる今日、これを殊更變更するには及ぶまい。ただこの語の意味を正解するの要あるのみである。

初めて學校に入り來る兒童は或る程度まで他律的に習慣づけられてゐるけれども、それと同時に、自己活動的遊戯を中心として具體的、全一的生活をなし、遊戯から離れた特殊の作業や分科的學習には寧ろ無關心であり不適當である。デュー

イもいつてゐる通り、その頃の兒童は、經驗と「地位」とを再構成すべく、單に學習するのではなくして、生活によつて學習する。いはば主として「旅行」しながら「地圖」を見る。従つて既に出來上つた論理的教材に働きかける前に、心理的教材を對象とする。この事實に鑑みて教授し學習させなくてはならぬとすれば、分科教授が從來のやうに第一學年から始められるのは、決して當を得たことではない。そこで彼は率先して家庭と從來の學校との間に「Connecting class」なるものを設けて、一種の綜合教授を行ふべきものと看做した。かくの如きデューイの考へ方は、アメリカの教育界に多くの影響を與へたのであつた。ドイツでも、この意味での綜合教授の必要が疾くに認められ、それが各地でいろいろの仕方で行なはれて來たのであるが、遂に一九二一年ブローイセン州は綜合教授の法規を發布し、最初の教授に於ては、諸科目を一定の時間に區分することなく、諸科目が自由に交互する綜合教授をなすべしと規定した。併しこの諸科目が自由に交互する……とある語句について考へると、これはデューイに於ける如き生活中心の徹底せる未分科教授とは違ひ、諸科目の多少の分立を默認してゐるやうに見える。更に進んで一九三七年の全ド

イツ教育法規は、基礎學校(國民學校)四學年に於ける教育は、兒童の郷土の生活によつて定めらるべきで、教育的教授の中心に郷土科を置き、國語科と相俟つて國民社會主義教育の全體を構成すべきことを明かにし、第二學年までは國語科と郷土科とを根幹とする綜合教授を実施すべきことを命じた。なほシュテツチンに於けるヒトラ・シュノールの教科案(一九三七年規定)によると、その基礎學校に於ては、第一學年は初步國史を含む郷土科又は綜合教授(漢義、國語、算數、體操、音樂、圖畫)に跨る綜合教授十八時間を、第二學年は前二者(即ち國語まで)の綜合教授十一時間を施し、第五學年から第八學年(最上級)までは統合的國民社會主義教育を十時間乃至十二時間行ふことになつてゐる。かくの如きドイツ最近の綜合教授もまた矢張り諸科目の多少の分立を豫想してゐるのであるから、デューイの意味での綜合教授と嚴密に符合するものとはいひ難いけれども、とにかく綜合教授に對するドイツ教育當局の熱意のほどは以上によつて明瞭である。

我國に於ては、從來、東京並に奈良の女子高等師範學校附屬小學校が本格的な綜合教授を熱心に實驗し來つたけれども、他の小學校ではそれを公然と實驗するこ

とは許されなかつた。かくして他の小學校ではそれをやりたくても變則的にしかやり得なかつた。ところが今度、教審答申案に於て、縦令消極的にせよ綜合教授の實施を公認しようとするに至つたのは劃期的のことといはなくてはならぬ。然るに最近に至り、綜合教授に對する文部省の態度は一層消極的になり、せめて第一學年だけでもそれを實施すべきだとする教育學界(敢て教育界とはいはぬ)の要望を容認するか否かが危まれてゐる。文部省の一部當事者の考からすると、綜合教授に關する研究はまだ不十分であつて、人によつてその説を異にする。これを實施するには優秀な教員を要し、一學級兒童數が現在のやうに多くてはどうにもならぬ。綜合教授教科書を編纂することも困難である。従つてその實施は尙早なる故、今後男女高等師範學校附屬小學校(國民學校)に於て組織的に研究させた上のことにするといふのである。私から見ると、從來如何なる小學校といへども少くとも就學早々の兒童の取扱ひに際しては一種の綜合教授を行ひ來つたことであり、教育學界に於ける綜合教授研究は相當進んで居り、その原理の正しいことは疑を容れぬところであり、前記の如く、東京並に奈良の女子高等師範學校附屬小學校に

於ける本格的な綜合教授實驗は多年に亘るものであり、各地の小學校中その實驗の公認されないにも拘らず、出來得る範圍内に於て、これを實驗し來つてゐるもの算へれば決して少數ではない。今次の事變下に於て、他の職業に轉出する教員の尠くないことが憂へられてゐる。併し優秀な教員が皆無になつた譯ではなく、加之教員の再教育が考慮されて居り、一學級の兒童數の多いことに幾分の支障がないとはいへぬけれども、第一、第二學年程度のことであるから、その支障とてもさまで意に介するに足らぬ。兒童數の多いことは從來の分科教授に對しても同様の支障でなくてはならなかつた。これ等の事情から見ても、周到ナル監督ノ下ニ全部又ハ一部ノ教科ノ綜合教授ヲ認ムルコトは、何等差支ないやうに思はれる。折角教審答申案に於て是認されたものが、周到ナル監督ノ下ニ於てでさへ實施出來ぬとすれば、何時の日にかの感を一般に與へるのみであつて、教育革新の第一歩をつまづかせることになる。せめて第一學年だけでもといふ吾々の最少限度の要望位は是非容認して貰ひたいものである。

綜合教授が假りに第一、第二學年を通じて容認されるものとして考へると、本來

の趣旨からいへば、そのための教科書などはなくてよい筈である。併し過渡期の今日としては、兩學年を通じて國民科の綜合教授を修身的、國語的に行ふために、その教師用指導書を作り、理數科は綜合教授を行はぬことにし、算數には普通の教科書を作り、理科には教科書を要しないであらう。それから體鍊科と藝能科との綜合教授を行ふために、遊戯を中心とし、音樂と相俟ち、兒童の郷土の生活に即して圖畫的、作業的に進んでは理數科、國民科に跨つて兒童を自由に活動させる手引ともなるところの教師用指導書を作ることが出来れば、最も適當であらうと考へられる。藝能科の習字は別に適宜教授さるべきであらう。

教審の整理委員會、特別委員會並に總會に於て、曩の大切なこと、教育と生活との分離を避けること、行事を重視することなどが強く要求され、従つてその答申案にもそれ等の點が明記してあるのは、極めて意義深きことであつて、私から見れば、綜合教授の必要がそれ故にこそ起つて來るのだと思はれる。綜合教授を行ふ場合にも以上の點を顧慮するのでなくては、到底その實績を擧げることが出来ぬ。固より以上の點は綜合教授の段階を過ぎて統合教育を行ふ段階に進んでも、十分注

意されなくてはならぬことである。

そこで綜合教授を有効に實施するには、前にも述べた通り、遊戯を中心とする音樂と相俟つ、兒童の郷土の生活に即する、同時に圖畫的、作業的に兒童を自由に活動させるといふことが、少くとも體鍊科と藝能科の綜合教授に於ては、本筋であるべきで、就中、遊戯から作業への正しき道を展開することに眼目を置かなくてはならぬ。眞の勞作教育はこの眼目を忘れないところに出發する。いはゆる「手の思惟」(Denken der Hand)としての技術觀は、人間が如何に遊戯から作業への自然的發展をなすものであるかを如實に説明して呉れるのであつて、従つて眞の勞作教育はこの技術觀の上に立つといふこともいひ得られる。かう見て來ると、綜合教授は遊戯から作業への正しき道を展開しようとする眞の勞作教育と一致するものでなくてはならぬ。かくして前述の如く、生活中心の徹底せる綜合教授の必要を説いたデューイが、他の一方に於て、教育方法として兒童の遊戯と「仕事」(Occupation)とを重視してゐるのは、理の當然である。彼に従へば、兒童は遊戯から「仕事」へと指導されなくてはならぬ。この「仕事」はそれによつて何物かを製作するといふことより

も製作すること自體に意義と價值とを有つもので、兒童はこの「仕事」によつて社會生活の中で行はれる種々の作業を再生させようとする、若くはその種々の作業に追隨しようとする。この「仕事」に夢中になつて他意なきものである。そのことによつて感官の練習も思考の訓練も可能である。この「仕事」の斷えざる反復によつて學習のための興味と努力とが増し加はつて行く。この「仕事」にかかはり合はぬところの如何なる自然的、社會的事象も、兒童にとつては不關焉である。従つて初學年兒童に對して、この「仕事」と無關係に諸科目の教材を傳達し、受容させようとしても、それは無理な注文である。いひ換へれば分科教授は何の役にも立たぬのであつて、生活中心の徹底せる綜合教授でなくてはならぬのみならず、「仕事」を遊戯から導き出して課するより外に、よい教育はないのである。私は便宜上、デューイの「仕事」を以上の如く引合ひに出したのであるが、初學年兒童に對する綜合教授の必要と遊戯から作業への正しき道の展開を心掛ける眞の勞作教育の必要とを、より一層明かならしめるために、教育學界になほ多くの有力な説を覓めてここに記述するに窮するものではない。併し最早その要はなからうと思ふ。

* J. Dewey, *The School and the Child*, edited by Findlay, pp. 81-88

綜合教授は第二學年を以て終るのが先づ妥當であるとして、第三學年へ移行する仕方には注意すべき點が尠くないであらう。第三學年初頭に於て俄かに各教科に分屬する各科目の歴然たる分科教授となるのは考へ物であり、綜合教授から分科教授への移行を容易に且つ自然的ならしめるために、細心の注意が拂はるべきであり、また分科教授の中に綜合教授の精神が程よく移入される如きことは、不可缺の用意であらう。

第三學年以上に於ては、所詮、兒童の分科的學習に對する要求が高まるにつれて、分科教授を行ふことは止むを得ないばかりではなく、寧ろ當然でもある。教審答申案には、之(教科)ヲ縦ニ統合シテ……各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコトとあり、また、各教科ノ分離ヲ避ケ知識ノ統合ヲ圖リ其ノ具體化ニカムルコトとあり、更にまた、訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニ力ヲ用ヒルコトとある。此處に「一面其ク特色ヲ發揮セシメ」とあるのは、分科教授の

徹底を圖るの謂である。何となれば、各教科の特色を發揮せしめるには、各科目の特色を發揮せしめなくてはならず、さうして各科目の特色を發揮せしめるには、分科教授の徹底を圖らなくてはならぬからである。

そこで問題になるのは、(一)分科教授の徹底を圖るには如何にすればよいかといふことであり、(二)分科教授の徹底によつて、各教科を縦に統合する統合教育並に、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムべき統合教育を如何にして可能ならしめることが出来るかといふことである。いひ換へれば、分科教授を徹底させればさせるほど、却て統合教育實現の妨げにはならぬかといふことである。私はこれ等の二つの問題を解決するために、先づ統合教育とは何を意味するかといふことを、ドイツに於ける一事例を中心とし、教育學の立場から、簡単に考察してみようと思ふ。

ドイツに於ける一事例とは、稍々舊事に屬するが、一九二五年プロイセン州中等學校改革法規の發布されたとき、統合の原理なるものがその第四條に於て規定されたことを指していふのである。このことは當時非常に注意され、教育學上の問

題にもなつた。このことに關するコンラッド博士の解説によると、凡そ教育改革の成功するや否やは、統合の要求が實際に實現するかどうかといふことに本質的に依存する。統合の形式には種々あるが、第一に同一科目内に於けるそれが算へられる。例へば歴史に於て政治家としてのビスマルクが取扱はれるならば、教師はその教材を手がかりとして生徒の眼を過去の政治及び政治家から現代の政治及び政治家へ向けしめ、それ等の教材を力強い關聯に於て生徒の心に躍動せしめなくてはならぬ。第二の統合は、各科目間に生々した聯絡をつけるところのもので、例へばヘルバルトのいつた如く、宗教教授は歴史教授と密接に關聯する必要がある。然らざれば宗教教授は全く孤立してしまつて、他の教授學習には一切無縁のものとして取扱はれ、無効に終る外はない。第三の統合は、教師と教師との協同作業に於て成立つ。各教師が人格的に一體となつて同一學級に臨み、教授事項について常にも歩調を合はさなくてはならぬ。従つて能ふ限り一教師が多くの科目を擔當するのが望ましいことになる。

以上の如き三つのものは、いはば横の統合形式であつて、それに加ふるに縦の統

合形式がなくてはならぬ。縦の統合形式とは何かといふに、あらゆる科目の教授・學習が學校本來の教育目標に向つて統合されるといふことである。それは、チーグラのいつたやうに、眞のより、高い意味での統合であつて、その統合のためには教師が先づ哲學的精神に生きて統一的人格を形成する努力をなしつづけなくてはならぬ。さうして生徒をしてその内的の靈から學校本來の教育目標に集中せしめ、それを體得せしめることによつて、凡ての統合の最高の任務は果さるべきである。要するに統合形式の前三者は、客觀的、教授的なるものであり、後者は内的、人格的なるもの、且つ完全に教育的なるものである。

* O. Conrad, Die Neuordnung des höheren Schulwesens in Preussen, 1926, S. 36—48.

統合の原理に關する以上の如きコンラド博士の解説は、極めて要を得たものであると思ふ。今日のナチスの教育政策もまたイデオロギーこそ違へ、この統合の原理を重視してゐる。その「世界觀教育」(Weltanschauungsschulung)なるものは、學教内外のあらゆる教育をナチスの世界觀に向つて統合することを期してゐるものといつてよい。

統合の原理は併しコンラド博士の擧げてゐるものの外に、若くは同博士の見方とは異なる見方から、次のやうに考へられもする。第一に綜合教授の原理も矢張り一種の統合の原理ではないかといふ問題に答へて置く必要がある。綜合教授の原理は生活中心の教材の全體的取扱ひをなし、教材間の聯絡をつけて教授することを要求するものであるから、精神に於ては儘に統合の原理と同一である。けれども前者は未分科教授の原理であるといふ點で分科教授に於ける統合の原理からは區別さるべきものである。第二に教科書的統合の原理なるものがあり得る。各科目の教科書が、それぞれの教材を採用するに際し、それ等に共通な事柄を出來得るだけ關聯せしめて記述する。そのことによつて出來得るだけ統合教授をなすに便せしめるといふこと、これは一種の統合の原理でなくてはならぬ。第三にコンラド博士の擧げた第一及び第二の原理であるところの、同一科目内の統合と各科目間の統合とをなすために、心理的統合の原理なるものを立てることが出來はしないか。即ち教科書に採用する教材のみならず、一切の教材を兒童の心理及び生活に適合するやうに提出すること、その提出が過重過少に陥らず、遲速

緩急よろしきを得、場合によれば同一教材又は共通教材を或る時期に一纏めにし、て提出すること、これ等の點に考慮を拂ふとき、私はこれを心理的統合の原理と名づける。第四に論理的統合の原理なるものが存すべきである。

思ふに論理的統合の原理は、教師の分科的研究と兒童に對する分科教授(兒童の側から見れば分科的學習)とを徹底させることによつて、兒童に於ける諸の學習内容が、リットの語を借りていへば、分岐に於ける統一、統一に於ける分岐を形成するに至ることを期待するものである。この點で前に提出した問題、即ち各教科を縦に統合する統合教育並に、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムべき統合教育が、各教科並に科目の特色を發揮せしめるところの分科教授の徹底によつて、却て妨げられはしないかといふ問題に還つて來たことになる。さうして論理的統合の原理によれば、その心配は無用であるといふことになる。蓋し分科教授を徹底させて各教科並に科目のそれぞれに於ける自己固有の位置と體系とを尊重し、それを突き詰めて行くやうに、さうして諸の學習内容の一方が解れば、他方も解るやうに、いひ換へれば諸の學習内容に一貫する形式や根源に礎とブツ

かるやうに、兒童を指導するのが、論理的統合の原理に外ならぬのであつて、一見矛盾する如き分科教授の徹底と統合教育の要求とは、この原理によつて同一化されるべきである。

併しこの原理は第五に算へらるべき生活的統合の原理によつて深化されなくてはならぬ。総合教授が生活から出發するやうに、分科教授もまた生活に根を下し生活から發展すると共に、常に生活に復歸することによつて眞の徹底を得るものたることを要し、この意味に於ける分科教授の徹底によつて、統合教育の要求と同一化するところの論理的統合の原理が成立すべきである。かく考へて私は、この原理を深化させるところの生活的統合の原理を指定するのである。

右との關聯に於て、分科教授が眞の徹底を得るに至る徑路について、以下少しく考察してみようと思ふ。分科教授は兒童の立場からは分科的學習であるが、これを眞に徹底させるためには、各教科並に科目の内容に對して兒童が如何に反應するか、兒童をして如何に反應せしむべきかの問題が先づ解決されなくてはならぬ。蓋し所與の内容は兒童のこれを受容する意志によつて受容される。凡そ提供さ

れる内容は客觀的價值を有するものでなくてはならぬが、それが幸に兒童にとつて興味ある對象ならば格別、大人には興味があつても兒童にはノイトラアルであるか若くは壓迫として感じられるものか、その孰れかに屬するものが尠くない。故にそれを最初から無理強ひに受容させようとしても、受容する意志を喚起することの出来ない場合が多い。教審答申案に於て、行事を重視するとか教育と生活との分離を避けるとかが要求されてゐるのは、ここに於て深刻に反省さるべき事柄である。これは死せる知識、單なる抽象的知識の獲得(これは從來のあらゆる教育の弊であつた)を戒めた語句と解されるが、知識の獲得の仕方を誤ることによつて獲得されたものが死せる單なる抽象的知識たらざるを得ない。知識の獲得を正しくなましめる仕方は、それを獲得する意志を喚起することの出来る仕方である。この仕方を例示すれば、國民科の國語は「言語」として學習せしめるよりも「語る」技術から「綴る」技術から出發せしめる如きがそれである。修身は「徳目」による教授によらずして「實行」から入るべきであり、理數科の算數にしても理科にしても同様である。體鍊科、藝能科に於ては、殊に然りである。綜合教授が生活中心の「手」の思

惟から「仕事」から眞の勞作教育の線に沿うて行はるべきであると同様に、分科教授にあつても矢張り兒童をしてその生活又は社會生活に即せしめ、野蠻人が手を道具とし或は簡易な道具を作り用ゐて幼稚な技術的生活を始めることによつて文明の第一門を開いた如く、兒童をして幼稚な技術的生活から進んで更に進歩せる技術的學習に入らしめ、分科教授に於ける一切の高尙な學習でさへ或る意味に於て「技術的」であるやうに兒童を指導すべきものと私は信じてゐる。繰返していへば、兒童はその學習の材料を他人から與へられたものであるよりも自己の選擇したものの如く感じ、それを自己活動によつて處理するやうに習慣づけられる必要があるのであつて、少くとも最初は「手の思惟の行爲」(Tun der denkenden Hand)をつづけて、それに努力と興味と反省とが加はり、遂に完成(Vollendung)への域に到達する如く躰けらるべきものである。この目的實現の法則は概念的に知られるのではなくして、實踐的に體驗されるのである。かやうな行的過程の反復から進んで「語る」技術、「綴る」技術、「讀む」技術、「考へる」技術等々の幾多の「技術的」な活動を修練することによつて「眼の思惟」(Denken des Auges)の發達を促がすに至るべきであつて、要する

に眞の勞作教育は分科教授の眞の徹底への道でなくてはならぬと考へられる。さうして分科教授の眞の徹底は決して死せる單なる抽象的知識の獲得に終らしめず、そのこと自身兒童の情意を活潑ならしめ、その行的人格の統一的發展に役立ち得るのであつて、論理的統合の原理と生活的統合の原理とは、この分科教授の眞の徹底を圖ることを期すれば足るといつても必ずしも過言ではない。

第六に重要なものとして教授と訓練との統合の原理を擧ぐべきであるが、これについては多くの言を費す必要があるやうにも見え、而もまた簡單に分科教授の眞の徹底が、そのこと自身兒童の情意を喚起し、その行的人格の統一的發展に役立ち得るといふ事實によつて、教授と訓練とは必然的に結合すべきものなることが明かであるといひ切ることが出来るのであるから、この觀點からして、教授と訓練との統合の原理を説けばよい譯である。それにしてもこの原理の説明には相當のスペースが與へられなくてはならぬ。併し本文に對する豫定の紙數は最早幾分超過してゐるので、私は止むを得ず結論に向つて急がなくてはならぬ。

コンラアド博士の擧げた統合の四原理のうち、縦の統合の原理なるもの、即ちあ

らゆる科目の教授學習が學校本來の教育目標に向つて統合されるといふこと、この一つを除けば、以上述べ來つた凡ての統合の原理は、同博士のいはゆる横の統合の原理であつて、教審答申案に於て、教科ヲ縦に統合シ……とあるのは、横の意味と縦の意味とを含めた語句であると解してよからう。詳しくいへば、各教科に分屬するそれぞれの科目が横に統合されるといふこと、従つて各教科が横に統合されるといふこと、並に各教科が孰れも國民鍊成の一途に歸すべく縦に統合されるといふこと、實にこのことが要求されてゐるのである。

綜合教授と統合教育とが凡て教育の目的を達成すべき方法的手續であることはいふまでもないが、同じ方法的手續の中にも、教師又は教育當事者(例へば教科書編纂者の如き)の側のみに於ける方法的手續と、それにとどまらずして兒童と共にする方法的手續とがある。以上に擧げた統合の諸形式についてみると、コンラアド博士の規定した第三の統合、私の規定した教科書的統合、心理的統合等は前者に屬し、その他の統合及び綜合教授は後者に屬する。

教師教授學習の對象・兒童の相互關係に關する問題は、教育學上最も重要なもの

の一であつて、本文の如き狭き範圍内に於ては到底論じ盡さるべくもないけれども、概言すれば、對象を媒介として教師は兒童に働き掛け、兒童は教師に働き返し、教師が對象の統一的把握をなし得るやうに、兒童もまた對象の統一的把握をなし得るに至らしめなくてはならぬ。かかる相互關係の外に、對象を媒介とする兒童と兒童との相互關係、對象を媒介とする一般社會人と兒童との相互關係等があり、孰れも教育現象として重要なものであるが、學校教育に於て最も重要なものは教師、教授(學習)の對象兒童間に行はれる相互關係であつて、兒童は主としてこれあるがためにその心身の生々發展を促進させることが出来る。

* 教審答申案には心身一體説が確認されてゐる。本文はこれについて解説する餘裕を有たぬ。

併し統合する働きに對して、統合される對象が考へられるとはいへ、その働きは對象を内に含む「志向」(Intentionalität)であつて、その働きを離れた對象はなく、對象を離れたその働きはない。二者一如の姿のみが眞に存在する。ところが統合の主たる吾々は、さうして兒童は、宿命的に日本人として生れて居り、統合の對象たるべき各教科並に科目の教材にしても、生活郷土的、社會的、國家的生活にしても(論理的、

科學的教材、人情の形式等には日本的なるものを超えた普遍妥當なるものが無いとはいへぬけれども、總じていへばそれ等は悉く日本的教材であり日本の生活であつて、それ故に上記の如き横の統合教育によること自身が既に日本の性格の陶冶に資する所以であるが、縦の統合教育は更にこの日本の性格の運載者たる少國民をして眞の國民たらしめるべく鍊成せんことを意圖するのである。横の統合教育は現實的統合教育であつて、縦の統合教育は理念的統合教育である。而も現實的統合教育の中にさへ「理念への動向」(Die Wendung zur Idee)は内在するのであつて、其處に理念的統合教育は自ら行はれるとも見らるべきであるが、明かに意識して從來よりも一層力強く理念的統合教育を現實的統合教育の中に浸透せしめようとするのが、小學校より國民學校への改革の一重點なのである。

本文は教審答申案を基礎として書き初めたのであるが、これを書き綴る半ばに到つて、國民學校令第一條並に教則の調査委員會が文部省内に組織され、總會及び部會を通じ旬日に亘つて矢張り教審答申案を基礎として審議の結果、最後の成案を得た。これは多分大きな變更を見ずして、近く勅令乃至省令として發布される

であらう。成案として出来上つた國民學校令第一條は、本文の初頭に於て豫想しな通り、次の如きものとなつた。

「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ本旨トス」

總則第一項、第二項及び第三項には、

「教育ノ全般ニ亘リテ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ」

「國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル身體ノ育成ニカムベシ」

「我が國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニツキテ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導クベシ」

とある。右は凡て理念的統合教育の本旨を指示したものである。第四項及び第五項には、

「心身ヲ一體トシテ教育シ教授訓練養護ノ分離ヲ避クベシ」

「各教科並科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ」

とある。これは教育方法の點から見て現實的統合教育がやがて理念的統合教育たるべきことを要求したものである。第六項以下第十項に至るまでは、指導上の原則に言及してゐる。理念的統合教育の本旨が初學年兒童の取扱ひに際し餘りに露骨に高調されて、例へば先づ育成さるべきものが鍊成とか修練とかいふことに急ぎ過ぎるといふと、却て理念的統合教育の本旨を達成するとは逆の效果に陥る虞がある。そこで第九項及び第十項に於て、

「兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性個性環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ」

「教育ニ際シテハ兒童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムベシ」

とあるのであつて、これは教育の實際に當る者の特に注意すべき點であると思ふ。以上私は、初等國民學校を主題として、本文の題意に副ふべく論述を進めて來たのであるが、高等國民學校に於ては教科として實業科を置くといふ一點だけでも

意義深き問題があり、なほ相當詳細に論述さるべき問題の存することが認められる。併し最早許された紙数を遙かに超過してゐるので、これについては他日の機会に譲るの外はない。

(追記) 日常多忙の中に、教審答申案を基礎として起稿し、その間、國民學校令第一條並に教則の調査委員會が組織され、私もその主査委員の末席を繼しながら、最後の成案を得る日を見たのであつた。そこで出来上つた第一條案その他についても更めて詳論すべきであつたかも知れぬが、今回は時間的にも場所的にも、その餘裕はなかつた。併し一面からいへば、縱令その餘裕があつたにしても、この成案を得るまでの経過に即して書いた部分を残して置くのが、研究者には却て有意義のことと考へられた次第である。(昭和十五年三月十五日脱稿、六月十五日第二三四頁以下に於て加筆)

昭和十五年六月十五日第二三四頁以下に於て加筆したのであるが、國民學校案は遂に昭和十六年二月十九日の樞密院本會議に上程され、多少の修正を経て可決され、二十日上奏御裁可の手續を終り、二十一日文部省から發表され、更に同年二月二十八日勅令第四百四十八號として公布された。その第一條は次の如きものとなつた。

「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ

以テ目的トス」

「施行規則原案に對しても多少の修正が施された。餘篇第二を参照されんことを望む。

餘篇第二 國民學校關係法規

國民學校令

(昭和十六年二月二十八日
勅令第四百四十八號)

第一章 目的

第一條 國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二章 課程及編制

第二條 國民學校ニ初等科及高等科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ初等科又ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第三條 初等科ノ修業年限ハ六年トシ高等科ノ修業年限ハ二年トス

第四條 國民學校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ國民科、理數科、體鍊科及藝能科トシ高等科ニ在リテハ實業科ヲ加フ

國民科ハ之ヲ分チテ修身、國語、國史及地理ノ科目トス

理數科ハ之ヲ分チテ算數及理科ノ科目トス

體鍊科ハ之ヲ分チテ體操及武道ノ科目トス但シ女兒ニ付テハ武道ヲ缺クコトヲ得

藝能科ハ之ヲ分チテ音樂、習字、圖畫及工作ノ科目トシ初等科ノ女兒ニ付テハ裁縫ノ科目ヲ、

高等科ノ女兒ニ付テハ家事及裁縫ノ科目ヲ加フ

實業科ハ之ヲ分チテ農業、工業、商業又ハ水産ノ科目トス

前五項ニ掲グル科目ノ外高等科ニ於テハ外國語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得

第五條 國民學校ニハ高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ特修科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

特修科ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

特修科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 國民學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ但シ郷土ニ關スル圖書、歌詞、樂譜等ニ關シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 國民學校ノ教則及編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三章 就 學

第八條 保護者（兒童ニ對シ親權ヲ行フ者、親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ以下同ジ）ハ兒童ノ滿六歳ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヨリ滿十四歳ニ達シタル日ノ屬スル學年ノ終迄之ヲ國民學校ニ就學セシムルノ義務ヲ負フ

第九條 前條ノ規定ニ依リ就學セシメラルベキ兒童（學齡兒童ト稱ス以下同ジ）ノ瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就學時期ニ於テ之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第十條 第二十八條ノ規定ニ依リ國民學校設置ノ義務ヲ免ゼラレタル區域内ノ學齡兒童ノ保護者ハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第十一條 學齡兒童國民學校以外ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ム

ルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス

前項ノ課程ノ認定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 學齡兒童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得ズ

第十三條 國民學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認ムル兒童ノ國民學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十四條 兒童ニシテ其ノ年齢就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ國民學校ニ入學セシムルコトヲ得ズ

第四章 職員

第十五條 國民學校ニハ學校長及訓導ヲ置クベシ

國民學校ニハ教頭、養護訓導及准訓導ヲ置クコトヲ得

第十六條 學校長及教頭ハ其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス
學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

教頭ハ學校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル

第十七條 訓導及養護訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ學校長又ハ教頭タル訓導ハ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ教育ヲ掌ル

養護訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ養護ヲ掌ル

准訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ訓導ノ職務ヲ助ク

第十八條 訓導及准訓導ハ國民學校教員免許狀ヲ有スル者タルベシ

養護訓導ハ女子ニシテ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スルモノタルベシ

教員免許狀ハ師範學校ヲ卒業シ又ハ訓導若ハ准訓導ノ檢定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與ス

養護訓導免許狀ハ養護訓導ノ檢定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與ス

前二項ノ檢定ヲ施行スル爲道府縣ニ國民學校教員檢定委員會ヲ置ク

國民學校教員檢定委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

教員免許狀及養護訓導免許狀其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十九條 特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ國民學校教員免許狀ヲ有セザル者ヲシテ准訓導ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十條 國民學校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ

第二十一條 國民學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ教員免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

教員免許狀ヲ有スル者不正ノ行爲其ノ他教員タルベキ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリテ其ノ情狀重シト認ムルトキハ文部大臣又ハ地方長官ニ於テ其ノ教員免許狀ヲ褫奪ス

前二項ノ規定ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者ニ之ヲ準用ス

第二十二條 地方長官ニ於テ行ヒタル國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ノ褫奪ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二十三條 准訓導及第十九條ノ規定ニ依リ准訓導ノ職務ヲ行フ者ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ

定ム

第五章 設 置

第二十四條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ必要ナル國民學校ヲ設置スベシ

第二十五條 地方長官ハ町村ガ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ國民學校設置ノ爲其ノ町

村ト他ノ市町村トノ學校組合ヲ設クベシ

- 一 町村ノ資力ガ國民學校ノ經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ

二 町村ニ於テ學齡兒童ノ數一國民學校ヲ構成スルニ足ラズ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一國民學校ヲ構成スルニ足ルベキ數ヲ得ルコト能ハザルトキ

地方長官ハ市町村ノ一部ニシテ前項第二號ノ事情アルモノガ其ノ市町村ノ國民學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルベシ

前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケントスルトキハ組合規約ヲ定メ關係市町村ノ意見ヲ聞クベシ組合規約ヲ變更シ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カントスルトキ亦同ジ

第二十六條 地方長官ハ一市町村ガ國民學校ヲ設置スルニ比シ著シク優等ナル國民學校ヲ設置シ得ベシト認ムルトキハ國民學校設置ノ爲市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設クルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第二號ノ事情アリト認ムルトキハ國民學校ノ設置ニ代ヘ其ノ町村ヲシテ學齡兒童ノ全部又ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ委託セシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ一部ニシテ第二十五條第一項第二號ノ事情アルモノガ其ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ國民學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係市町村、市町村學校組合及町村學校組合ノ意見ヲ聞クベシ

第二十八條 地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第一號ノ事情アルモ同項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

得

地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第二號ノ事情アルモ同項、第二十七條第一項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ其ノ全部又ハ一部ニ關シ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ一部ニ付第二十五條第二項又ハ第二十七條第二項ノ事情アルモ同項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

第二十九條 國民學校ノ校數及位置ハ地方長官ニ於テ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムベシ

第六章 設 備

第三十條 國民學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フベシ

第三十一條 校舍、校地、校具及體操場ハ國民學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ

非常變災ノ場合又ハ教育、兵事、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 國民學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ地方長官之ヲ定ム

第七章 經費負擔及授業料

第三十三條 國民學校ノ經費ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス兒童教育事務委託ニ關スル經費ニ付亦同ジ

第三十四條 地方長官ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ北海道地方費又ハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フベシ

- 一 町村ニ付第二十五條第一項第一號ノ事情アルモ同項ノ規定ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 二 町村學校組合ノ資力ガ國民學校ノ經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ又ハ市町村學校組合若ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力ガ其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘザルトキ
- 三 町村又ハ町村學校組合ノ資力ガ兒童教育事務委託ニ關スル經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ

地方長官前項ノ規定ニ依ル認定ヲ爲サントスルトキハ北海道參事會又ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クベシ

第三十五條 訓導、養護訓導及准訓導ノ檢定並ニ國民學校教員免許狀及國民學校養護訓導免許狀ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第三十六條 國民學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ特修科ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ國民學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得
授業料ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ收入トス
授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第三十七條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ國民學校ニ關スル教育事務ヲ管掌シ國民學校ヲ管理ス

第三十八條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ國民學校ニ關スル教育事務ノ爲市制第

八十三條若ハ町村制第六十九條ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ學務委員ヲ置クベシ此ノ場合ニ於テハ市町村會、市町村學校組合會又ハ町村學校組合會ノ議決ニ依ルコトヲ要セズ
學務委員ニハ國民學校職員ヲ加フベシ
委員中國國民學校職員ヨリ出ヅル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第三十九條 學務委員ノ職務其ノ他ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十條 國民學校職員ノ執行スル國ノ國民學校ニ關スル教育事務ハ地方長官之ヲ監督ス

第九章 雜 則

第四十一條 町村組合ニシテ其ノ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合會ハ之ヲ町村會ト看做ス

第四十二條 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テハ本令中町村、町村組合、町村吏員、町村組合吏員、町村會及町村組合會ニ關スル規定ハ其ノ地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス
第三十八條第一項中町村制第六十九條トアルハ前項ノ地域ニ於テハ北海道一級町村制第一條

又ハ北海道二級町村制第七十二條トス

第一項ノ地域ニ於テ本令ニ依リ難キ事項ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十三條 市町村ハ其ノ負擔ヲ以テ國民學校ニ類スル各種學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ國民學校ニ類スル各種學校ヲ設置スルコトヲ得

第四十四條 前條ノ國民學校ニ類スル各種學校ノ設置及廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

國民學校ニ類スル各種學校ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十五條 國民學校ニ非ザル學校ハ國民學校ト稱スルコトヲ得ズ但シ官立又ハ道府縣立ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年四月一日以前ニ出生シタル兒童ヲ就學セシムベキ期間ニ付テハ第八條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第四十七條 市町村立小學校長及教員名稱及待遇、市制町村制ヲ施行セザル地方ノ小學教育規

程及明治二十七年勅令第十一號ハ之ヲ廢止ス

第四十八條 本令施行ノ際現ニ存スル市町村立ノ尋常小學校、高等小學校及尋常高等小學校ハ夫々本令ニ依ル初等科ノミヲ置ク國民學校、高等科ノミヲ置ク國民學校並ニ初等科及高等科ヲ置ク國民學校トス

第四十九條 本令施行ノ際現ニ存スル市町村立ノ高等小學校及尋常高等小學校高等科ノ第三學年ハ本令ニ依ル特修科トス

第五十條 尋常小學校ヲ卒業シタル者、高等小學校第一學年ヲ修了シタル者及修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シ又ハ修業年限三箇年ノ高等小學校第二學年ヲ修了シタル者ハ夫々之ヲ國民學校初等科ヲ修了シタル者、國民學校高等科第一學年ヲ修了シタル者及國民學校高等科ヲ修了シタル者ト看做ス

第五十一條 本令施行ノ際現ニ存スル小學校令第十四條第二項ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ設ケタル市町村學校組合及町村學校組合ハ之ヲ本令ニ依リ設ケタルモノト看做ス

第五十二條 本令施行ノ際現ニ存スル私立小學校ハ之ヲ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ學齡兒童ガ前項ノ學校ニシテ其ノ課程ニ付第十一條ノ規定ニ依ル認定ナキモノニ就學スルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス

第五十三條 本令施行ノ際現ニ存スル小學校ニ類スル各種學校ニシテ私人ノ費用ヲ以テ設置セルモノハ之ヲ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

第五十四條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ之ヲ第十八條第三項ノ規定ニ依リ授與シタル國民學校教員免許狀ト看做ス

第五十五條 本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇ヲ受クル市町村立小學校長ヲ兼ネシメラレタル市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校訓導ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者（前項ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇ヲ受クル市町村立小學校長ヲ兼ネシメラレタル市町村立小學校訓導ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘國民學校訓導ニ同待遇俸

給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ當該休職ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際現ニ市町村立小學校訓導ニシテ休職中ノモノ(前項ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘國民學校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ當該休職ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條 本令施行ノ際現ニ小學校令第四十八條第一項ノ規定ニ依リ減俸中ノ者又ハ同條第

二項ノ規定ニ依リ業務停止中ノ者ノ當該減俸又ハ業務停止ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前小學校令第四十八條ノ規定ニ依リ懲戒又ハ業務停止ノ處分ヲ爲スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十七條 小學校令第五十條ノ規定ニ依ル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ對スル

訴願ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十八條 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本令ニ依ル學務委員ト看做ス

國民學校令施行規則

(昭和十六年三月十四日
文部省令第四號)

第一章 教則及編制

第一節 總 則

第二節 教科及科目

第三節 教科用圖書、映畫及放送

第四節 學年及式日

第五節 編 制

第六節 特修科

第二章 設 備

第三章 就 學

第四章 免許狀及檢定

第一節 免許狀

第二節 檢 定

第五章 職 員

第六章 授業科

第七章 學務委員

第八章 雜 則

附 則

第一章 教則及編制

第一節 總 則

- 第一條 國民學校ニ於テハ國民學校令第一條ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ兒童ヲ教育スベシ
- 一 教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ互リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ
 - 二 國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ
 - 三 我が國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ
 - 四 心身ヲ一體トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ
 - 五 各教科竝ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ
 - 六 儀式、學校行事等ヲ重シ之ヲ教科ト併セ一體トシテ教育ノ實ヲ擧グルニカムベシ
 - 七 家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニカムベシ
 - 八 教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具體的實際的ナラシムベシ
 - 九 高等科ニ於テハ尙將來ノ職業生活ニ對シ適切ナル指導ヲ行フベシ
 - 十 兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

第二節 教科及科目

第二條 國民科ハ我が國ノ道德、言語、歴史、國土國勢等ニ付テ習得セシメ特ニ國體ノ精華ヲ明ニシテ國民精神

ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムルヲ以テ要旨トス

皇國ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ眞義ヲ體得セシムベシ

我が國ノ歴史、國土ガ優秀ナル國民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我が國文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造發展ニカムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟テテ政治、經濟、國防、海洋等ニ關スル事項ノ教授ニ留意スベシ

第三條 國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ德性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ近易ナル實踐ノ指導ヨリ始メ道德的情操ヲ涵養シ具體的事實ニ即シテ國民道德ノ大要ヲ會得セシムベシ

高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層之ガ徹底ヲ期シ特ニ職分ヲ通ジテ公ニ奉ズルノ覺悟ヲ鞏固ナラシムベシ

女兒ニ對シテハ特ニ婦德ノ涵養ニ留意スベシ

祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神ノ念ヲ涵養スルニカムベシ

我が國ノ政治、經濟及國防ガ國體ニ淵源スル所以ヲ會得セシメ立憲政治ノ精神、産業ト經濟トノ國家的意義及國防ノ本義ヲ明ニシテ遵法、奉公ノ精神ヲ涵養スベシ

禮法ノ實踐ヲ指導シ禮ノ精神ヲ會得セシムルト共ニ公衆道德ニ付テ適切ナル指導ヲ爲シ品位ノ向上ニカムベシ

第四條 國民科國語ハ日常ノ國語ヲ習得セシメ其ノ理會力ト發表力トヲ養ヒ國民的思考感動ヲ通ジテ國民精神ヲ

涵養スルモノトス

國語ニ於テハ讀ミ方綴リ方書キ方話シ方ヲ課スベシ

國民學校令施行規則

讀ミ方ニ於テハ正シク讀ム力ヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ且正確ニ書寫スルコトヲ指導シ以テ讀解力ト發表力トヲ陶冶スベシ

讀ミ方ハ兒童ノ生活ニ即スル言語ヨリ始メ日常ノ言語ヲ基礎トスル口語文ニ進ミ更ニ平易ナル文語文ニ及ブベク兒童生活ノ表現ニ出發シテ國民生活ノ諸相ニ展開セシムルト共ニ國語ノ規準トナリ創造力ヲ養フニ足ルモノタルベシ高等科ニ於テハ著名ナル作品ヲ加フベシ

綴リ方ニ於テハ兒童ノ生活ヲ中心トシテ事物現象ノ見方考へ方ニ付適正ナル指導ヲ爲シ平明ニ表現スルノ能ヲ得シムルト共ニ創造力ヲ養フベシ

書キ方ニ於テハ文字ヲ明確端正ニ書ク力ヲ養フベシ

話シ方ニ於テハ兒童ノ自由ナル發表ヨリ始メ次第ニ之ヲ醇正ナラシメ併セテ聽キ方ノ練習ヲ爲スベシ

話シ方ハ主トシテ讀ミ方綴リ方等ニ於テ之ヲ指導シ尙各教科諸行事等ニ現ルル事項ヲ話題トシテ練習セシメ實際的效果ヲ舉グルニカムベシ

發音ヲ正シ抑揚ニ留意シ進ミテハ文章ニ即シテ適宜語法ノ初步ヲ授ケ醇正ナル國語ノ使用ニ習熟セシムベシ他ノ教科及兒童ノ日常生活ニ於テモ醇正ナル國語ヲ使用セシムルコトニ留意スベシ

我が國語ノ特質ヲ知ラシメ國語ヲ尊重愛護スルノ念ニ培ヒ其ノ醇化ニカムルノ精神ヲ養フベシ

第五條

國民科國史ハ我が國ノ歴史ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ皇國ノ歴史的使命ヲ自覺セシムルモノトス初等科ニ於テハ盛國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事蹟、舉國奉公ノ史實等ニ即シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ

高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ國運ノ隆昌、文化ノ發展ガ盛國ノ精神ノ顯現ナル所以ヲ會得セシムルト共ニ諸外國トノ歴史的關係ヲ明ナラシムベシ

國史ノ時代の様相ニ留意シテ一貫セル盛國ノ精神ヲ具體的ニ感得把握セシムベシ

郷土ニ關係深キ史實ハ國史トノ關聯ニ留意シテ授クベシ

年表、時代表、地圖、標本、繪畫、映畫等ヲ利用シテ具體的直觀的ニ習得セシムベシ

第六條

國民科地理ハ我が國土國勢及諸外國ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ國土愛護ノ精神ヲ養ヒ東亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ郷土ノ觀察ヨリ始メ我が國土及東亞ヲ中心トスル地理ノ大要ヲ授ケ我が國土ヲ正シク認識セシムベシ

高等科ニ於テハ世界地理及我が國勢ノ大要ヲ授クベシ

自然ト生活トノ關係ヲ具體的ニ考察セシメ特ニ我が國民生活ノ特質ヲ明ナラシムベシ

郷土ノ觀察ハ國史、理數科等ト相俟テ統一アル指導ヲ爲スベシ

簡易ナル見取圖、模型ノ製作等適當ナル地理的作業ヲ課スベシ

地圖、模型、圖表、標本、寫眞、繪畫、映畫等ヲ利用シテ具體的直觀的ニ習得セシムベシ

讀圖力ノ養成ニ力メ遠足、旅行其ノ他適當ナル機會ニ之ガ實地指導ヲ爲スベシ

第七條

理數科ハ通常ノ事物現象ヲ正確ニ考察シ處理スルノ能ヲ得シメ之ヲ生活上ノ實踐ニ導キ合理創造ノ精神ヲ涵養シ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス

科學ノ進歩ガ國家ノ興隆ニ貢獻スル所以ヲ理會セシムルト共ニ皇國ノ使命ニ鑑ミ文化創造ノ任務ヲ自覺セシムベシ

數理及自然ノ理法ヲ自發的持久的ニ推究スル態度ヲ養フベシ

分析的論理的ニ考察スル力ヲ養フト共ニ全體直覺的ニ把握スル態度ヲ重ンズベシ

觀察實驗ヲ重ンシ實測、調査、作圖、工作等ノ作業ニ依リテ理會ヲ確實ナラシメ發見工夫ノ態度ヲ養フニカムベシ

國防ガ科學ノ進歩ニ負フ所大ナル所以ヲ知ラシメ國防ニ關スル常識ヲ養フベシ

第八條 理數科算數ハ數、量、形ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ數理的處理ニ習熟セシメ數理思想ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ數、量、形ニ關スル日常普通ノ知識、處理方法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ産業、經濟、國防等ニ關シ須要ナル數量的事項ヲ授クベシ

計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フベシ

日常生活ニ於ケル數量相互ノ關係ヲ明ナラシメ數理的考察ノ正確ヲ期スベシ

基礎的知識技能ノ反復練習ヲ重視シ應用自在ナラシムルニ力ムベシ

持久的ニ思考シ究明スルノ態度ヲ養フベシ

第九條 理數科理科ハ自然界ノ事物現象及自然ノ理法ト其ノ應用ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得

シメ科學的處理ノ方法ヲ會得セシメ科學的精神ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ兒童ノ環境ニ於ケル自然ノ觀察ヨリ始メ日常普通ノ自然物、自然現象、其ノ相互並ニ人生トノ

關係、人體生理及自然ノ理法ト其ノ應用ニ關スル事項ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ産業、國防、災害防止、家事ニ關スル事項ヲモ授クベシ

自然ニ親シミ自然ヨリ直接ニ學ブノ態度ヲ養フベシ

植物ノ栽培、動物ノ飼育ヲ爲サシメ生物愛育ノ念ニ培フト共ニ繼續的ノ觀察實驗ニ依リテ持久的ニ研究スルノ

態度ヲ養フベシ

實地ノ觀察ヲ重視スルト共ニ標本、模型、繪畫、映畫等ヲ利用シ理會ヲ助クベシ

人體生理ニ關聯シテ日常ノ衛生及國民保健ノ必要ナル所以ヲ知ラシメ體鍊科ト相俟テ其ノ實踐ニ力メシムベシ

シ

藝能科工作ト相俟テ機械器具ノ取扱ニ慣レシメ、科學的技能ノ修練ニ力メシムベシ

自然界ニ於ケル事物現象ノ全體の關聯ノ理會ニ力メ進ンデ自然ノ妙趣ト恩惠トヲ感得セシムルニ力ムベシ

第十條 體鍊科ハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ實踐力ニ培フヲ以テ要旨ト

ス

躑、姿勢其ノ他訓練ノ效果ヲ日常生活ニ具現セシムルニ力ムベシ

特ニ兒童心身ノ發達、男女ノ特性ヲ顧慮シテ適切ナル指導ヲ爲スベシ

衛生養護ニ留意シ身體檢査ノ結果ヲ參酌シテ指導ノ適正ヲ期スベシ

強靱ナル體力ト旺盛ナル精神力トガ國力發展ノ根基ニシテ特ニ國防ニ必要ナル所以ヲ自覺セシムベシ

第十一條 體鍊科體操ハ體操、教練、遊戲競技及衛生ヲ課シ心身ノ健全ナル發達ヲ圖ルト共ニ團體訓練ヲ行ヒ規

律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フモノトス

初等科ニ於テハ初ハ遊戲及簡易ナル全身運動ニ重キヲ置キ漸次複雑ナル運動ニ進ムト共ニ團體運動ヲ規律的ナ

ラシムベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ男兒ニ在リテハ特ニ教練ヲ重ンズベシ

教練ニ於テハ特ニ團體訓練ヲ重ンジ規律協同ヲ尙ビ服從ノ精神ヲ涵養スルニ力ムベシ

遊戲競技ニ於テハ特ニ快活ナル心情、公明ナル態度ヲ養フニ力ムベシ

衛生ニ於テハ衛生上ノ基礎的訓練ヲ重ンジ漸次其ノ程度ヲ進メ救急看護等ヲモ加フベシ

教材ハ一部ノモノニ偏スルコトナク各種目相倚リテ體操ノ目的ヲ達成セシムベシ

兒童ヲシテ運動及衛生ノ必要ヲ理會セシメ進ンデ之ヲ實行スルノ習慣ニ導クベシ

第十二條 體鍊科武道ハ武道ノ簡易ナル基礎動作ヲ習得セシメ心身ヲ鍊磨シテ武道ノ精神ヲ涵養スルニ資セシム

ルモノトス

初等科ニ於テハ男兒ニ對シ劍道及柔道ヲ課スベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ

女兒ニ對シテハ雜刀ヲ課スルコトヲ得

心身ヲ一體トシテ訓練シ禮節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンズルノ氣風ヲ涵養スルニカムベシ

第十三條 藝能科ハ國民ニ須要ナル藝術技能ヲ修練セシメ情操ヲ醇化シ國民生活ノ充實ニ資セシムルヲ以テ要旨トス

技巧ニ流レズ精神ヲ訓練スルコトヲ重ンジ眞摯ナル態度ヲ養フベシ

我が國藝術技能ノ特質ヲ知ラシメ工夫創造ノ力ヲ養フニカムベシ

教材ハ成ルベク土地ノ情況ニ應ジ生活ノ實際ニ即シ且國民的情操ノ陶冶ニ資スルモノタルベシ

日常生活ニ於ケル應用ヲ指導シ個性ノ伸長ニ留意スルト共ニ適宜共同作業ヲ課スベシ

躰ヲ重ンジ姿勢ニ留意シ用具、材料ニ付テ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第十四條 藝能科音樂ハ歌曲ヲ正シク歌唱シ音樂ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

初等科ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ課シ適宜輪唱歌及重音唱歌ヲ加ヘ且音樂ヲ鑑賞セシムベシ又器樂ノ指導ヲ爲スコトヲ得

歌唱ニ即シテ適宜樂典ノ初步ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ

歌詞及樂譜ハ國民的ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性ノ涵養ニ資スルモノタルベシ

兒童ノ音樂的資質ヲ啓發シテ高雅ナル趣味ヲ涵養シ國民音樂創造ノ素地タラシムベシ

發音及聽音ノ練習ヲ重ンジ自然ノ發聲ニ依ル正シキ發音ヲ爲サシメ且音ノ高低、強弱、音色、律動、和音等ニ對シ鋭敏ナル聽覺ノ育成ニカムベシ

祭日祝日等ニ於ケル唱歌ニ付テハ周到ナル指導ヲ爲シ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニカムベシ

學校行事及團體的行動トノ關聯ニ留意スベシ

第十五條 藝能科習字ハ文字書寫ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

初等科ニ於テハ「カナ」、楷書及行書ノ書法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ更ニ草書ヲ加フベシ

國民科國語トノ關聯ニ留意シ生活ノ實際ニ適切ナルモノヲ選ブベシ

第十六條 藝能科圖畫ハ形象ヲ看取シ表現シ且作品ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化シ創造力ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ思想畫及寫生畫ヲ主トシ適宜臨畫、圖案及用器畫ヲ併セ課スベシ

高等科ニ於テハ寫生畫、圖案及用器畫ヲ主トシ臨畫及思想畫ヲ加ヘ適宜繪畫其ノ他ノ美術ヲ鑑賞セシムベシ

教材ハ生活ノ實際ニ即シ國民的情操ノ陶冶ニ資スルモノタルベシ

我が國ノ傳統的技法ヲ尊重スルト共ニ東西ノ様式ノ別ニ拘泥スルコトナク廣ク之ヲ指導ノ上ニ活用シテ兒童ノ

性能ヲ伸長スルニカムベシ

形體色彩ニ關スル基礎的知識ヲ授クベシ

第十七條 藝能科工作ハ物品ノ製作ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ機械ノ取扱ニ關スル常識ヲ養ヒ工夫考案ノ

力ニ培フモノトス

初等科ニ於テハ紙、絲、布、粘土、セメント、竹、木、金屬等ノ材料ニ依ル工作ヲ課スベシ

高等科ニ於テハ木工、金工、セメント工、手藝(女兒)ヲ課スベシ

前項ノ外必要ニ應ジ其ノ他ノ工作、圖案及製圖ヲ課スルコトヲ得

機械器具ノ操作、分解、組立、修理等ニ付テ指導スベシ

實業科工業ヲ課スル場合ニハ適宜之ト併セ課スルコトヲ得
材料、工具等ニ關スル知識ノ大要ヲ授ケ材料ノ利用節約、工具ノ整理保存等ニ付テ指導スベシ
材料技法ノ進歩ニ注意シ之ヲ指導ノ上ニ活用シテ兒童ノ性能ヲ伸長スルニ力ムベシ
適宜共同製作ヲ課スベシ

第十八條 藝能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ關スル常識ヲ養ヒ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス
初等科ニ於テハ運針、簡易ナル衣類ノ裁チ方、縫ヒ方及繕ヒ方ヲ課スベシ
高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課シ且材料ノ選擇、整理、保存其ノ他衣類ニ關スル常識ヲ養フベシ
家事ト相俟チ家ヲ齊ヘテ國ニ報ズルノ精神ヲ涵養スベシ
日常所用ノ材料ヲ用ヒ土地ノ情況ニ適切ナル指導ヲ爲シ利用節約ノ習慣、工夫考案ノ力ヲ養フニ力ムベシ
躰ヲ重ンジ姿勢態度ニ留意シ用具ノ適切ナル使用並ニ整理ニ付テ訓練スベシ

第十九條 藝能科家事ハ我が國家庭生活ニ於ケル女子ノ任務ヲ知ラシメ實務ヲ習得セシメ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス
祭事、敬老、育兒、食物、住居、衛生、看護、家計等ニ付家庭生活上日常須知ノ事項ヲ授クベシ
裁縫ト相俟チ家ヲ齊ヘテ國ニ報ズルノ精神ヲ涵養スベシ

國民科トノ關聯ニ留意シ禮法ヲ重ンジ我が國家庭生活ニ於ケル醇風美俗ノ維持發揚ニ力メシムベシ
理數科トノ關聯ニ留意シ家事ヲ科學的ニ處理スルノ態度ヲ養ヒ家庭生活ノ充實改善ニ付テ指導スベシ
躰ヲ重ンジ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ利用節約、清潔整頓等ニ付テ訓練スベシ

第二十條 實業家ハ産業ノ一般ヲ理會セシメ農業、工業、商業又ハ水産ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シムルト共ニ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ産業ノ國家的使命ヲ自覺セシメ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス
地方ノ實情ニ應ジテ農業、工業、商業、水産ノ一科目又ハ數科目ヲ設クベシ尙一科目ニ他ノ科目ノ教材ヲ併セ

課スルコトヲ得

職業指導ニ關シ必要ナル事項ヲ授クベシ
必要ニ應ジテ簡易ナル外國語ヲ課スルコトヲ得

我が國産業ノ情勢及特質ヲ明ニシ國運ノ發展ガ産業ニ負フ所大ナル所以ヲ知ラシメ産業ヲ通ジテ國ニ報ズルノ信念ヲ養フベシ

産業ト國防トノ關聯ニ留意スベシ

實社會トノ關聯ヲ保チ實習訓練ヲ重ンズベシ

海外發展ニ關シテ適當ナル指導ヲ爲スベシ

第二十一條 實業科農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ我が國農業ノ歴史的意義ヲ明ニシ農ヲ尙フノ精神ヲ養フモノトス

農業及林業ノ一般ニ付地方ノ實情ヲ考慮シテ適切ナル事項ヲ授クベシ

實習ニ依リ心身ヲ鍛鍊シ國土自然ニ對スル報恩感謝ノ念ヲ養フベシ

農山村ノ經濟生活ヲ理會セシメ其ノ振興ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十二條 實業科工業ハ工業ノ大要ヲ理會セシメ其ノ一部ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ工夫考案ノ力ヲ養フモノトス

地方ノ實情、男女ノ別等ニ應ジテ適當ナル種類ノ工業ヲ選ビ必要ナル事項ヲ授クベシ

基礎的技能ノ習得ニ力メシムルト共ニ正確綿密ニ處理スルノ態度ヲ養フコトニ留意スベシ

實習ヲ重ンジ力メテ實地ノ見學ヲ爲サシメ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十三條 實業科商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ配給ノ意義ヲ明ニシ信義ヲ重ンズルノ精神ヲ養フモノトス

商業ノ一般ニ付實際ニ適切ナル基本事項ヲ授クベシ

見學ヲ重シテ地方ノ實情ニ應ジテ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十四條 實業科水産ハ水産ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ敢爲進取ノ氣象ヲ養ヒ海事思想ノ涵養ニカムルモノトス

水産ノ一般ニ付地方ノ實情ヲ考慮シテ適切ナル事項ヲ授クベシ

實習ヲ重シテ心身ノ鍛鍊ニカムベシ

漁村ノ經濟生活ヲ理會セシメ其ノ振興ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十五條 國民學校令第四條第七項ノ規定ニ依リ科目ヲ設ケントスルトキハ管理者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

第二十六條 兒童身體ノ情況ニ依リ履修スルコト能ハザル教材ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セザルコトヲ得

第二十七條 初等科ノ課程ハ第一號表ニ依ル

第一學年第一學期ノ每週授業總時數ハ十八時迄ト爲スコトヲ得

第五十四條ノ規定ニ依リ二部ニ分テテ授業ヲ行フ場合ニ於テハ每週授業時數ハ第一學年及第二學年ニ在リテハ十八時迄、其ノ他ノ學年ニ在リテハ之ヲ二十四時迄ト爲スコトヲ得

前二項ノ場合各教科及科目ノ每週授業時數ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムベシ

第一學年ニ在リテハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ全部又ハ一部ノ教科及科目ニ付綜合授業ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 高等科ノ課程ハ第二號表ニ依ル

第二十九條 土地ノ情況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニハ前二條ノ規定ニ拘ラズ各教科及科目ノ每週授業時數ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ場合ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 國民學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラズ全部又ハ一部ノ兒童ヲ

同一ノ程度ニ依リ授業スルコトヲ得

第三十一條 各教科及科目ノ每週授業時數外ニ於テ每週凡ソ三時ヲ限リ行事、團體訓練等ニ充ツルコトヲ得

實業科農業ヲ課セザル場合ハ前項ノ外每週適當ナル時數ヲ農耕ノ戶外作業ニ充ツベシ

第三十二條 學校長ハ各學年ノ課程表並ニ各教科及科目ノ授業細目ヲ定ムベシ

第三十三條 國民學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全課程ノ修了ヲ認ムルニハ試験ノ方法ニ依ルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ

第三十四條 學校長ハ初等科、高等科又ハ特修科ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修了證書ヲ授與スベシ

學校長ハ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第三十條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第三節 教科用圖書、映畫及放送

第三十五條 兒童ニ使用セシムベキ郷土ニ關スル圖書ハ道府縣ニ於テ編纂シタルモノニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノタルベシ

第三十六條 歌詞樂譜ハ教科用圖書中ニ掲グルモノノ外ハ文部大臣ノ撰定シタルモノ若ハ其ノ圖書ニ付檢定シタルモノ又ハ當該學校ニ特ニ關係アルモノニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノタルベシ

第三十七條 前二條ノ規定スルモノヲ除キ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書ナキトキハ文部大臣ノ檢定シタル圖書ヲ使用セシムルコトヲ得

第三十八條 教科用圖書同一ノ科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ地方長官之ヲ採定ス

前項ノ規定ニ依リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書以外ノモノノ中ニ就キ採定セントスル場合ハ文部大

臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十九條 教科用圖書ヲ解釋シタル圖書若ハ之ニ類似シタル圖書ハ之ヲ兒童ニ使用セシムルコトヲ得ズ
第四十條 國民學校ニ於テ使用スル映畫ハ文部大臣ノ檢定シタルモノタルベシ
第四十一條 文部大臣ノ指定スル種目ノ放送ハ之ヲ授業ノ上ニ使用スルコトヲ得

第四節 學年及式日

第四十二條 國民學校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

國民學校ノ學期ハ地方長官之ヲ定ムベシ

第四十三條 毎日ノ授業終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムベシ

第四十四條 國民學校ニ於テ第三十二條ニ規定スル課程表ニ依ル授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ

- 一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日
- 二 日曜日

三 夏季、冬季、學年末、農繁期其ノ他ニ於テ地方長官ノ定ムル日

第四十五條 前條ニ規定スル授業ヲ行ハザル日ハ每學年百三十日以内トス

特別ノ事情アルトキハ地方長官ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

前條第三號ノ日數ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

第四十六條 非常變災其ノ他急迫ノ事情アルトキハ學校長ニ於テ臨時授業ヲ行ハザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ地方長官ニ報告スベシ

第四十七條 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ

- 一 職員及兒童「君が代」ヲ合唱ス
- 二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在所ヲ誨告ス

五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セザル學校及特ニ長方長官ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ地方長官ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セザル學校ニ於テハ前項第二號ヲ缺ク

第五節 編 制

第四十八條 國民學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第四十九條 特別ノ事情ニ依リ國民學校ニ分教場ヲ設ケントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ前條第一項ノ學級數ニ算入セズ

第五十條 一學級ノ兒童數ハ初等科ニ在リテハ六十人以下、高等科ニ在リテハ五十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十一條 同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツベシ高等科ニ於テ各學年ヲ通ジ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ初等科第一學年及同第二學年ノ兒童ノ學級編成ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五十二條 國民學校ノ學級ノ編制ハ管理者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第五十三條 國民學校ニ於テハ身體虛弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得

前項ノ學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五十四條 土地ノ情況ニ依リ初等科ニ於テハ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ授業ヲ行フコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ其ノ期間ヲ定メテ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第五十五條 國民學校ニ於テハ各學級ニ國民學校訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下本科訓導ト稱ス）一人ヲ置クベシ但シ初等科ニ於テハ國民學校初等科訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下初等科訓導ト稱ス）ヲ以テ充ツルコトヲ得

高等科ニ於テハ前項ノ職員ノ外教科科目、授業時數、兒童數等ニ應ジ必要ナル員數ノ本科訓導若ハ國民學校專科訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下專科訓導ト稱ス）ヲ置クベシ
初等科ニ於テハ適宜專科訓導ヲ置クコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ初等科ニ在リテハ二學級毎ニ本科訓導若ハ初等科訓導一人及國民學校准訓導免許狀ヲ有スル准訓導若ハ國民學校初等科准訓導免許狀ヲ有スル准訓導（以下夫々本科准訓導、初等科准訓導ト稱ス）一人ヲ置クコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ三學級毎ニ本科訓導若ハ初等科訓導二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前各項ノ規定ニ依ルノ外尙本科准訓導又ハ初等科准訓導ヲ置キ兒童ノ教育ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部ニ分チテ授業ヲ行フ場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科訓導又ハ初等科訓導一、ヲ置クヲ常例トス

第五十六條 六學級以上ノ國民學校ニ於テハ學校長タル訓導ノ掌ル教育ヲ補助スル爲訓導一人若ハ准訓導一人ヲ置クコトヲ得

第五十七條 專科訓導ハ一校ヲ限リ他ノ國民學校ノ職員ヲ兼ヌルコトヲ得

第五十八條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級國民學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級國民學校トス

第六節 特修科

第五十九條 特修科ハ實業其ノ他土地ノ情況ニ適切ナル事項ヲ授クルト共ニ國民學校ノ教科ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第六十條 特修科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ國民學校高等科ヲ修了シタル者及國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修了シタル者トス

第六十一條 高等科ノ教科ニ關スル規定ハ特修科ニ之ヲ準用ス但シ土地ノ情況ニ依リ各教科及科目ノ每週授業時數ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條 第五十條中高等科ニ關スル規定及第五十五條第二項ノ規定ハ特修科ニ之ヲ準用ス
第六十三條 特修科ノ學級ハ男女ヲ分チテ之ヲ編制スベシ

第二章 設備

第六十四條 校舍、校地、校具及體操場ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナラシコトヲ要ス

校地ハ道德上及衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選ブベシ

實業科農業ヲ課スル場合ハ實習地ヲ設クベシ

第六十五條 校舍ヲ新築、増築、改築シ又ハ校地、體操場若ハ實習地ヲ増減セントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六十六條 土地ノ情況ニ依リ成ルベク職員ノ住宅ヲ設クベシ

第三章 就 學

第六十七條 市町村長ハ毎年十二月一日ノ現在ニ依リ其ノ市町村內ニ居住スル兒童ニシテ翌年四月ニ於テ其ノ年齡就學ノ始期ニ達スベキモノヲ調査シ第三號表ノ様式ニ依リ十二月末日迄ニ其ノ學齡簿ヲ編製スベシ

第六十八條 市町村長ハ學齡簿編製後三月末日迄ニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタルモノアルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スベシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタルモノアルトキハ遲滞ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スベシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スベシ但シ第一號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スベシ

- 一 兒童死亡シタルトキ
 - 二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ
 - 三 兒童ノ居所一年以上分明ナラザルトキ
- 前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ヲ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セザル旨通知スベシ
- 第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スベシ

第六十九條 市町村長ハ兒童ヲシテ國民學校ニ入學セシムベキ期日ヲ一月末日迄ニ其ノ保護者ニ通知スベシ

市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ使用ニ係ル國民學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スベキ國民學校ヲ指定スベシ但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル國民學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第七十條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ遲滞ナク關係學校長ニ通知スベシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第七十一條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ其ノ居住スル區域ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ設置セル國民學校以外ノ國民學校ニ又ハ國民學校令第十一條ニ規定スル學校ニ入學セシメントスルトキハ國民學校ニ在リテハ管理者、其ノ他ノ學校ニ在リテハ學校長ノ承諾書ヲ添へ關係市町村長ニ届出ツベシ

第七十二條 就學スベキ兒童ニシテ國民學校令第九條ニ掲グル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ猶豫ヲ市町村長ニ願出ツベシ此ノ場合ニ於テハ醫師ノ證明書等其ノ事由ヲ證スルニ足ルベキ書類ヲ添附スベシ

第七十三條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ其ノ年齡就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニ在リテハ一年トシ既ニ其ノ年齡就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一年以下トス

第七十四條 左ニ掲グル學校ノ課程ハ國民學校令第十一條ニ規定スル課程トス

- 一 學習院初等科及中等科、女子學習院本科、陸軍幼年學校、高等師範學校附屬中學校及附屬國民學校、女子高等師範學校附屬高等女學校及附屬國民學校、師範學校附屬國民學校、高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル學校、盲學校及聾啞學校
- 二 前號ニ掲グル學校以外ノ學校ニシテ地方長官ニ於テ認定シタルモノ

第七十五條 前條第二號ノ認定ヲ受ケントスルトキハ當該學校ノ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 位置
 - 四 學則
 - 五 教科用圖書
 - 六 職員組織
 - 七 校地、體操場及實習地ノ面積、校舍其ノ他建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面
 - 八 經費及維持ノ方法
 - 九 其ノ他地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項
- 前項第一號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第一項第四號ノ學則ハ修業年限ニ關スル事項、兒童又ハ生徒ノ定員ニ關スル事項、教科内容及授業時數ニ關スル事項、學年、學期及授業ヲ行ハザル日ニ關スル事項、課程ノ修了ノ認定ニ關スル事項、入學退學ニ關スル事項、授業料入學料等ニ關スル事項ヲ規定シタルモノタルコトヲ要ス
- 第七十六條** 地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ認定ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ報告スベシ
- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 位置
 - 四 學則
 - 五 管理者又ハ設立者
 - 六 認定ノ年月日

- 第七十七條** 地方長官ハ第七十四條第二號ニ依リ認定シタル學校ノ授業、設備其ノ他ノ事項ニシテ教育上不適當ナリト認ムルトキハ之ガ變更ヲ命ジ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ命令ニ違反シタルトキハ地方長官ハ第七十四條第二號ニ依リ與ヘタル認定ヲ取消スコトヲ得
- 第七十八條** 國民學校長ハ第四號表ノ様式ニ依リ兒童ノ學籍簿ヲ編製スベシ
- 第七十九條** 國民學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスベシ
- 第八十條** 國民學校長ハ第七十條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ國民學校ニ入學セザル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スベシ
- 第八十一條** 在學ノ學齡兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滞ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムベキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメザルトキハ其ノ旨關係市町村長ニ報告スベシ
- 第八十二條** 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲ爲スモ仍就學又ハ出席セシメザルトキハ市町村長ハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ
- 第八十三條** 地方長官ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ
- 第八十四條** 國民學校ハ每學年ノ終ニ初等科又ハ高等科ヲ修了シタル兒童ノ氏名ヲ遲滞ナク關係市町村長ニ報告スベシ
- 第八十五條** 第七十四條各號ニ掲グル學校ニ在學スル兒童ニシテ國民學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ修了シタルトキ又ハ其ノ課程ヲ修了セズシテ退學シタルトキハ關係學校長及兒童ノ保護者ハ其ノ旨關係市町村長ニ届出ツベシ

第四章 免許狀及檢定

第一節 免許狀

第八十六條 國民學校教員免許狀ハ之ヲ分チテ左ノ通トス

- 一 國民學校訓導免許狀
- 二 國民學校初等科訓導免許狀
- 三 國民學校專科訓導免許狀
- 四 國民學校准訓導免許狀
- 五 國民學校初等科准訓導免許狀

第八十七條 國民學校訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ全教科、國民學校初等科訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校初等科ノ全教科、國民學校專科訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ國民科、理數科以外ノ教科中ノ一科目若ハ數科目又ハ國民學校令第四條第七項ノ規定ニ依リ設ケラレタル科目ニ付兒童ノ教育ヲ掌ル訓導ト爲ルコトヲ得

國民學校准訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ全教科、國民學校初等科准訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校初等科ノ全教科ニ付訓導ノ行フ兒童ノ教育ヲ助クル准訓導ト爲ルコトヲ得

第八十八條 國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者ハ養護訓導ト爲ルコトヲ得

第八十九條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對スル國民學校訓導免許狀ノ授與ヲ地方長官ニ申請スベシ

第九十條 地方長官ハ國民學校教員免許狀登錄簿及國民學校養護訓導免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベシ

第九十一條 國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換又ハ再渡ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第九十二條 地方長官ニ於テ國民學校令第二十一條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ免許狀ノ種類、氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スベシ

第九十三條 國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ地方長官之ヲ公告ス

第二節 檢定

第九十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ訓導、養護訓導又ハ准訓導ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者
 - 三 國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ノ褫奪ノ處分ヲ受ケ三年ヲ經過セザル者
- 第九十五條 檢定ハ之ヲ分チテ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性及身體ニ付之ヲ行フ
- 第九十六條 無試驗檢定ハ隨時之ヲ行ヒ試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ
- 第九十七條 訓導及准訓導ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付第九十八條乃至第二百二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀、實業學校教員免許狀又ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ修了シタル者

三 公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル者

- 四 文部省直轄學校ニ於テ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 - 五 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
 - 六 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
 - 七 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
- 前項第五號及第六號ニ該當スル者ニ對シ本科訓練ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二年以上國民學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ國民學校訓練ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者ニ限ル

第九十八條 本科訓練ノ試驗檢定ノ科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校本科男生徒、女子ニ在リテハ師範學校本科女生徒ニ課スル學科目及其ノ程度ニ準ズ但シ農業、工業、商業及外國語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ缺クコトヲ得

第九十九條 本科訓練ノ試驗檢定ノ科目ハ本科訓練ノ試驗檢定ノ科目トシ其ノ程度ハ本科訓練ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ

第一百條 專科訓練ノ試驗檢定ノ科目ハ體操、武道、音樂、習字、圖畫、工作、裁縫、家事、農業、工業、商業、水産、外國語ノ一科目若ハ數科目トス

地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試驗檢定ノ科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フコトヲ得

各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受験科目ノ授業法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ

試驗檢定ノ科目ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校本科男生徒、女子ニ在リテハ師範學校本科女生徒ニ課スル各學科ノ程度ニ準ズ但シ第二項ノ試驗檢定ノ科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

專科訓練ノ試驗檢定ハ國民學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、國史、數學ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メ

タル者ニ非ザレバ之ヲ行ハズ

第一百一條 初等科訓練ノ試驗檢定ノ科目ハ本科訓練ノ試驗檢定ノ科目トシ其ノ程度ハ本科訓練ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ但シ實業、家事、外國語ノ試驗ハ之ヲ缺ク

第一百二條 初等科訓練ノ試驗檢定ノ科目ハ前條ノ規定ニ依リ其ノ程度ハ初等科訓練ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ

第一百三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付訓練及准訓練ノ試驗檢定ヲ行フトハ國民學校教員檢定委員會ニ於テ第九十八條乃至第一百二條ノ規定ニ對照シテ試驗檢定ノ科目中一科目又ハ數科目ニ付之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試驗ハ之ヲ缺クコトヲ得

- 一 第九十七條第一項第一號乃至第六號ノ各號ノ一ニ該當スル者
- 二 國民學校教員免許狀ヲ有スル者
- 三 國民學校教員講習科ヲ修了シタル者

第一百四條 養護訓練ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

- 一 文部大臣ノ指定シタル學校又ハ養成所ヲ卒業シタル者
- 二 看護婦免狀ヲ有シ國民學校訓練免狀ヲ有スル者

第一百五條 養護訓練ノ試驗檢定ハ看護婦免狀ヲ有シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

- 一 高等女學校ヲ卒業シタル者
- 二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 三 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

第一百六條 養護訓練ノ試驗檢定ノ科目ハ修身、公民科、教育、學校衛生トシ修身、公民科、教育ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ

慶ハ師範學校本科第二部女生徒ニ課スル程度ニ準ズ

前條第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シテハ修身、公民科、教育ノ一科目又ハ數科目ノ試験ハ之ヲ缺クコトヲ得

第七條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セザルモ佳良ナル成績ヲ得タル科目アルトキハ地方長官ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ハ之ヲ缺ク

第五章 職員

第八條 國民學校職員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ地域内ニ居住スベシ但シ學校長ニ在リテハ地方長官、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 准訓導及國民學校令第十九條ノ規定ニ依リ准訓導ノ職務ヲ行フ者（以下助教ト稱ス）ノ進退ハ地方長官之ヲ行フ

市長又ハ市町村學校組合管理者ハ市又ハ市町村學校組合ノ設置スル國民學校ノ准訓導及助教ノ進退ニ關シ地方長官ニ具狀スルコトヲ得

第十條 准訓導及助教ノ進退及懲戒處分ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

第十一條 准訓導及助教ノ俸給旅費其ノ他諸給與並ニ其ノ支給方法ハ地方長官之ヲ定ム

第六章 授業料

第十二條 國民學校令第三十六條第二項ノ規定ニ依リ國民學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市又ハ市

町村學校組合ニ在リテハ一月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定ムベシ但シ第七十一條ノ規定ニ依リ入學スル兒童ニ付テハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一月二十錢、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一月十錢迄ヲ増スコトヲ得

兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ヨリ入學スル兒童ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セズ

第十三條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十四條 國民學校特修科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第十五條 國民學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ズ

第十六條 貧困ノ爲メ授業料ヲ納ムルコト能ハズト認ムル者ニ對シテハ管理者ハ授業料額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

一家ノ兒童二人以上同時ニ國民學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減ズルコトヲ得

第十七條 戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ニシテ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラザル者並ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給又ハ雇員扶助令、傭人扶助令ニ依リ扶助金（療治料ヲ除ク以下同ジ）ヲ給セラレ又ハ給セラルベキ者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ付テハ管理者ハ當該事實又ハ恩給若ハ扶助金ヲ給セラルベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ授業料ヲ免除スベシ下士官以下ノ軍人ニシテ戰時、平時ニ拘ラズ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラザル者並ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依リ恩給ヲ給セラレ又ハ給セラルベキ者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ付亦同ジ

戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ノ同一戸籍内ニ在ル子及弟妹ニ付テハ從軍中管理者ハ授業料額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第七章 學務委員

第一百十八條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ノ學務委員八十人以下トス但シ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ數ヲ増スコトヲ得

第一百十九條 學務委員ハ左ニ掲グル事項ニ付市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

一 就學督促ニ關スルコト

二 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

三 設備ニ關スルコト

四 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

五 授業料ニ關スルコト

六 學校基本財産ニ關スルコト

七 分教場ノ設置廢止ニ關スルコト

八 前後二部ニ分ツ授業ノ實施ニ關スルコト

九 特修科ノ設置廢止ニ關スルコト

第一百二十條 公民ヨリ出ヅル學務委員ノ任期ハ四年トス

補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第一百二十一條 學務委員ニシテ其ノ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章 雜 則

第一百二十二條 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ國民學校令ニ依リ難キ事項アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第一百二十三條 國民學校ニ類スル各種學校ハ國民學校ニ之ヲ併設スルコトヲ得

第一百二十四條 國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ハ國民學校職員タルベキ資格ヲ有スル者タルベシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ前項ノ資格ヲ有セザル者ヲ國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ニ任用スルコトヲ得

第一百二十五條 國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ノ進退及懲戒處分ハ准訓導及助教ノ例ニ依ル

國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第一百二十六條 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一百二十七條 本令施行前文部大臣ノ認可ヲ受ケタル歌詞樂譜ハ第三十六號ニ規定スル文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一百二十八條 一學級ノ兒童數ハ第五十條及第六十二條ノ規定ニ拘ラス昭和十七年三月三十一日迄ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第一百二十九條 本令施行ノ際現ニ存スル市町村立小學校ノ分教場ハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一百三十條 本令施行ノ際市町村立小學校ニ於テ現ニ前後二部ニ分チテ授業ヲ行フモノニ在リテハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ其ノ期間ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第一百三十一條 從前ノ規定ニ依リ編製シタル學齡簿ハ本令ノ規定ニ依リ編製シタルモノト看做ス

國民學校令施行規則

第三百三十二條 本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ノ學籍簿ハ仍從前ノ規定ニ依ル

第三百三十三條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ本令ノ規定ニ依ル國民學校教員免許狀中之ニ相當スルモノト同一ノ效力ヲ有ス

第三百三十四條 本令施行ノ際現ニ市町村立小學校長ヲ兼シメラレタル市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ國民學校令第五十五條第一項及第二項ニ依リ國民學校訓導ニ任ゼラレタルモノハ當該國民學校ノ學校長ニ補セラレタルモノトス

第三百三十五條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ當分ノ内本令施行ノ際現ニ徵收スル授業料額ノ範圍内ニ於テ授業料額ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第三百三十六條 東京市及大阪市ニ於ケル學務委員ノ員數ニ付東京市ニ在リテハ二十五人、大阪市ニ在リテハ二十人迄ニ増ス場合ニ限リ第十八條但書ノ規定ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三百三十七條 國民學校令第五十八條ノ學務委員ノ任期ハ從前ノ規定ニ依ル任期ノ殘任期間トス

(官報ノ誤植訂正済)

第一號表

科目	國民科		理數科		體鍊科		藝能科			每週授業總時數	
	國語	國史	算數	理科	武道	體操	音樂	習字	圖畫		工作
第一學年	一〇		五			五	遊戯體操	唱歌練習	楷字	裁縫	二三
第二學年	二		五			六	遊戯體操	唱歌練習	楷字	工作	二五
第三學年	二		五			六	遊戯體操	唱歌練習	楷字	工作	二七
第四學年	二	一	五			六	遊戯體操	唱歌練習	楷字	裁縫初步	三一
第五學年	二	二	五			六	遊戯體操	唱歌練習	楷字	工作	三三
第六學年	二	二	五			六	遊戯體操	唱歌練習	楷字	工作	三三

一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

國民學校令施行規則

國民學校令施行規則
第二號表

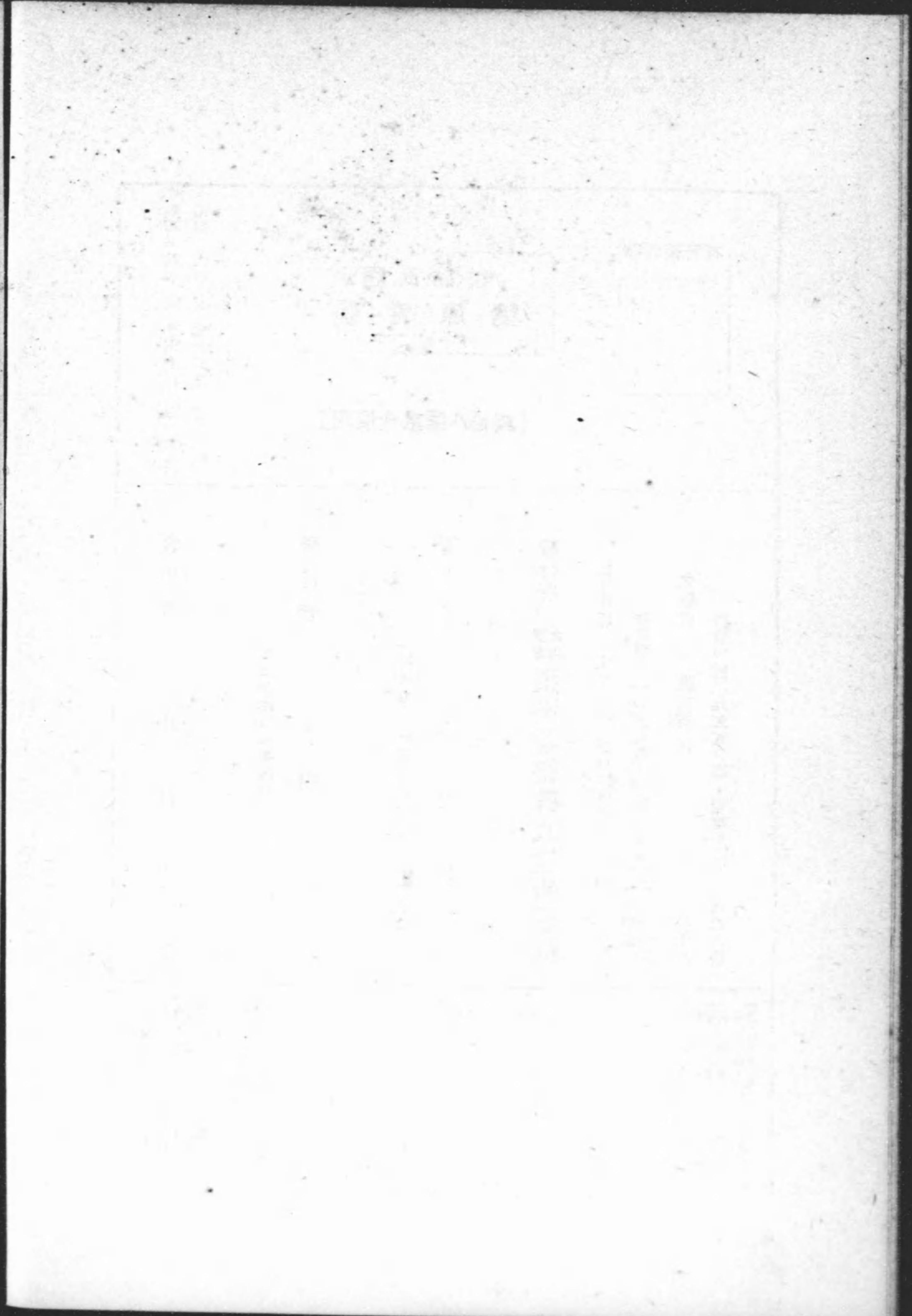
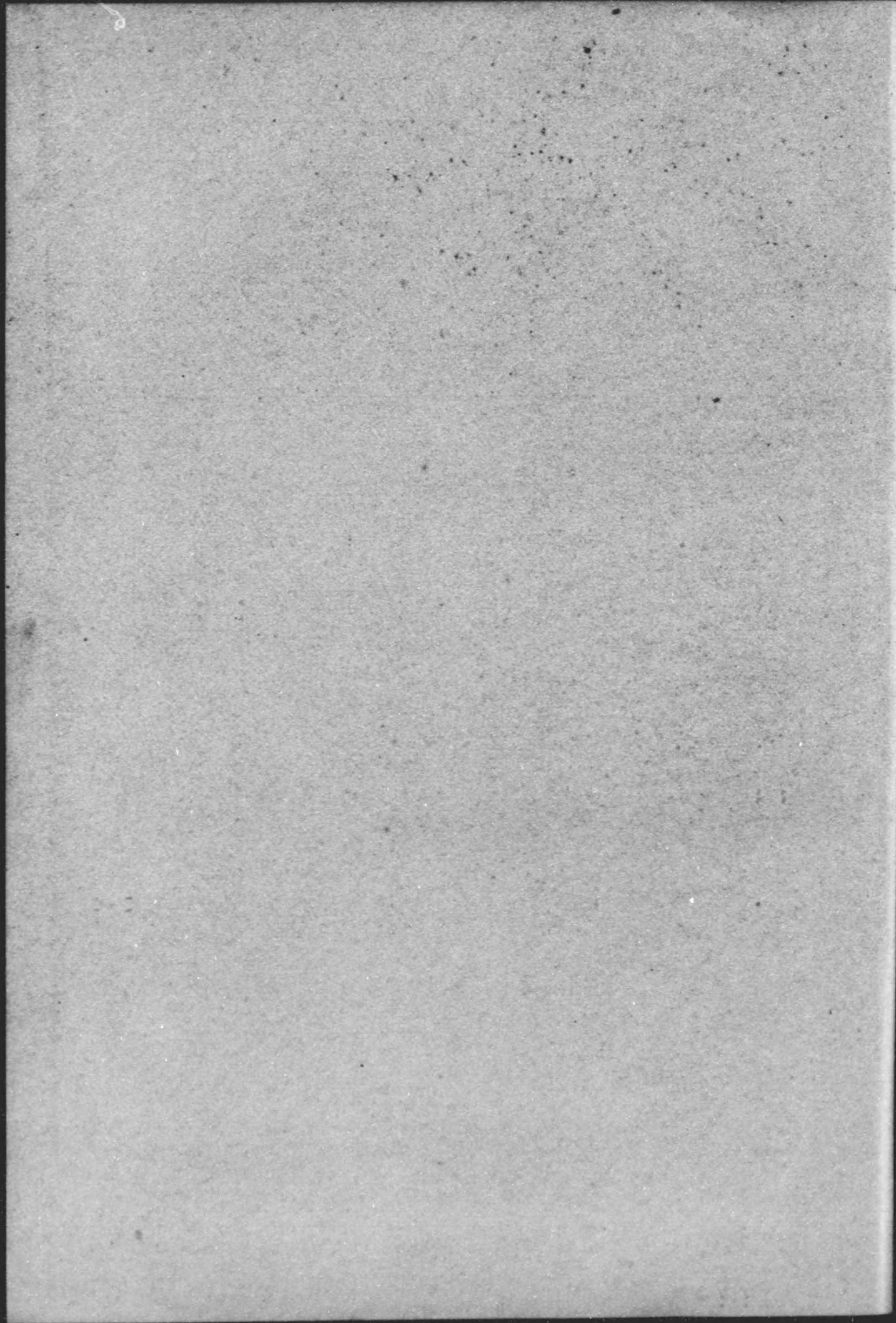
科目	第一學年		第二學年	
	時數	內容	時數	內容
修身	二	國民道德	二	國民道德
國語	四	讀方、綴方、話方	四	讀方、綴方、話方
國史	二	國史ノ大要	二	國史ノ大要
地理	二	地理ノ大要	二	地理ノ大要
農業	五(男)	農業工業商業又ハ水産ノ大要	五(男)	農業工業商業又ハ水産ノ大要
工業	二(女)	工業	二(女)	工業
商業	二(女)	商業	二(女)	商業
算術	三	算術一般	三	算術一般
理科	二	理科一般	二	理科一般
體操	六(男)	體操、數練、遊戲、衛生	六(男)	體操、數練、遊戲、衛生
音樂	一	歌唱、鑑賞、基礎練習	一	歌唱、鑑賞、基礎練習
習字	三	楷書、行書、草書、鑑賞	三	楷書、行書、草書、鑑賞
圖畫	三	形象ノ看取、表現、鑑賞	三	形象ノ看取、表現、鑑賞
工作	五	木工、金工、セメント、手工藝(女)	五	木工、金工、セメント、手工藝(女)
家事	五	裁縫、一般	五	裁縫、一般
裁縫(女)	五	裁縫、一般	五	裁縫、一般
計	三〇		三〇	
增	三一		三一	
每週授業總時數	三一—三五		三一—三五	

増課ノ時數ハ土地ノ情況ニ依リ必要ト認ムル科目又ハ加設科目ニ配當スベシ但シ實業科及藝能科家事、裁縫以外ノ科目ニ付テハ一科目ニ付二時ヲ超ユルコトヲ得ズ
 實習ハ本表每週授業總時數外ニ互リテ之ヲ課スルコトヲ得
 男兒ニ在リテハ體鍊科ニ於テ每週凡ソ二時ヲ教練ニ充ツベシ
 一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

第三號表

學就不		學就				名氏童兒齡學	
豫 猶		國民學校		國民學校		本籍	現住所
期	事由	入學年月日	學校名	入學年月日	學校名		
認可年月日		高等科修了年月日		高等科修了年月日		性 別	生 年 月 日
除 免		初等科修了年月日		初等科修了年月日		保 護 者	
事 由		高等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		高等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		氏 名	現住所
		初等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		初等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		職 業	現住所
		初等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		初等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日		兒 童 係	現住所

備考 本表中國民學校ニ非ザル學校トハ國民學校令第十一條ニ規定スル學校ヲ謂フ



272
182

